

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議事係

厚生常任委員会会議録			
日 時	平成12年12月15日(金)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後17時13分
場 所	第2委員会室		
議 題	継続審査案件		
出席委員	高階委員長、中村副委員長、前田・松本(聖)・中島・佐藤(次)・松田各委員 (佐藤(幸)委員欠席)		
説明員	市民・福祉・環境各部長、保健所長、小樽病院・第二病院両事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

会議録署名員に前田委員、松本（聖）委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者から報告の申出があります。全部で7件ありますが、順番にいきます。

「環境にやさしい小樽市民ルールについて」

○環境部環境課長

（資料に基づき説明）

委員長

「北後志地域ごみ処理施設整備計画等策定のコンサルタント選定について」

環境部副参事

北後志地域広域ごみ処理施設整備事業計画等策定のコンサルタント選定経過について、ご報告いたします。

コンサルタント選定については、高度な専門技術を要することから、既にご報告したように選定業務を社団法人全国都市清掃会議に委託することとし、資料1枚目の日程に基づき業務を進めてきました。

10月2日に業務委託契約を締結いたしております。全国都市清掃会議は業務の公平性・透明性の確保の観点から、全国都市清掃会議内部に委託業者特定評価委員会を設置して、業務に当たっております。

資料2枚目の上段に4名の委員の氏名を掲げております。10月3日に第1回評価委員会を開催いたしまして、プロポーザルに参加させるコンサルタントの選定基準及びコンサルタントのプロポーザルに対する評価基準を決定いたしました。併せまして、決定した応募選定基準に基づきまして、廃棄物処理施設の受注実績及び北後志が計画している灰溶融施設又は次世代型ガス化溶融施設についてのコンサル実績を有する6社を資料2枚目の中段のとおり選定をいたしました。

プロポーザルに参加する諸費用は、全額参加者負担でありますので、6社に対して意向を確認したところ、全社からプロポーザル・技術提案に参加する旨の返事がございました。これを受け、提案を受ける内容であります資料2枚目の下段のとおりの内容を提示いたしまして、その説明会を実施しております。

次に、6社が提出したプロポーザル関係資料についてのヒアリングを実施しています。ヒアリングの内容ですが、1社各60分程度で、コンサル側からの北後志の施設整備に対する技術提案内容の説明と評価委員からの質問を実施しております。

6社から提出された資料及びヒアリングの結果について、評価委員会において資料3枚目の評価基準により評価についての審査を実施いたしまして、評価委員会としての報告が全国都市清掃会議にされました。

全国都市清掃会議は評価委員会報告に基づき、委託業者選定についての報告書を取りまとめ、成果品は11月29日に北後志推進協議会に提出されました。

コンサルタント選定結果であります。財団法人日本環境衛生センターが妥当であるとのことであり。なお、財団法人日本環境衛生センターの業務受託見積りは、税抜きで6千万円程度であります。この選定結果等については、北後志5町村長に報告いたしまして確認を得ております。

今後の進め方ではありますが、本日の厚生常任委員会に報告後、委託費用・業務内容の再確認等を実施し、地元合意がその前提となりますが、平成13年4月早々に業務委託契約を締結して、業務を推進いたしたいと考えております。以上です。

委員長

「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の施行について」

環境部廃棄物対策課長

(資料に基づき説明)

委員長

「資源物(生活系)分別収集の全市実施における経過について」

環境部廃棄物対策課長

資源物の収集状況について、ご説明申し上げます。お手元の資料をご覧ください。

平成8年度より、市内の一部地域を対象として資源物の分別収集によるモデル事業を行ってきたところでございますが、平成12年7月より全市において実施してございます。実施から5カ月を経過したわけでございますが、その間約410トンの資源物が回収されておりまして、内容を見ますと組成割合はモデル事業とは随分変わってきてございます。

資源物の組成内容では、5つの地区、約1万2千世帯でモデル事業を行いました平成10年及び平成11年との比較でございますが、モデル事業のときには、重量のあるガラスの占める割合が約60～70%でございましたが、今年現地で行ったところ、50%以下と極端に減少しております。缶につきましては、モデル事業の中では20%程度でございましたが、27%程度に増加しております。顕著に変わりましたのは、ペットボトルでございまして、モデル事業の中では約8～10%程度でございましたが、15%程度ということで大きく増加しております。1回につき1世帯当たりの排出量ということで比較いたしますと、モデル事業1万2千世帯では、平均しますと約0.99キログラム、そういうことでしたが、これまでの5カ月では約1.04キログラムということで、ほぼ同量となっております。缶・ペットボトルの量が増加したということで、排出容量に対する重量比では、83%程度ということになっているわけでございますが、埋立処分場を圧迫するペットボトルの分別収集は、ごみの減量に一定程度の成果が得られたものと考えてございます。分別収集開始時はルールが守られていない場合は収集しないこともございましたが、徐々に減少しておりますし、資源物に関する問合せも多く、市民の資源物の分別意識は高くなってきていると思われます。排出量は月によって多かったり少なかったりということもございまして、多い地区少ない地区というようなばらつきや、排出物の品質が地域によって格差がございまして。また、今後は月2回収集の要望がたくさんございます。地域の拡大につきましては、地域の状況、資源物の量などを勘案しながら検討してまいります。以上でございます。

委員長

「『小樽市ごみ焼却場』(天神2丁目)の用途廃止について」

環境部廃棄物事業所長

小樽市ごみ焼却場の用途廃止について、ご報告いたします。

焼却場の用途廃止については、廃ガス中のダイオキシン類の濃度の基準が、平成14年12月から1ナノグラムに強化され、天神焼却場をこの基準に適合させるには多額の経費が必要であり、また、改修したとしても改修後の焼却量は減少が見込まれるので、平成14年3月で用途廃止する方針でありましたが、この計画を1年繰り上げ、平成13年3月で用途廃止する予定であります。

この繰り上げの主な理由としては、奥沢・天神地区でのダイオキシン類による環境汚染の発生源の可能性について、その後の追加調査では、発生源であることを完全には否定できなかったこと。また、焼却灰は伍助沢廃棄物処分場に埋立処分しておりますが、新埋立処分場への移行により、地元伍助沢町会から焼却灰搬入同意の解除、受入れ拒否の通告を受けたこと。さらには平成5、6年度当時と比較して焼却量は半減し、平成12年度の焼却量は1万トンを超え、約9千トン程度と見込まれ、その一方で、処理経費が逆に50%方増加していること、などであります。

なお、用途廃止により、職員の勤務配置換えが伴いますが、関係職員団体の理解を得ております。以上でございます。

委員長

「介護サービス利用者アンケート調査について」

福祉部介護保険課長

介護保険対象サービスの利用者に対するアンケート調査について、ご報告いたします。

この調査の目的は、介護保険導入後、8カ月を経過する中で在宅サービスの利用状況や利用者の意識等を把握し、今後の基礎資料とするためであります。

調査対象者につきましては、在宅の要介護者、要支援者の中から介護度別に無作為に抽出した342名でありまして、抽出率は14.2%となっております。調査期間につきましては、平成12年12月1日から同月11日までとし、11月30日に調査対象者に調査票を送付したところであります。

(以下、資料に基づき説明)

なお、この調査結果につきましては、1月中に取りまとめていきたい、このように考えているところでございます。以上です。

委員長

「ふれあいパス利用状況調べの結果について」

(高齢)管理課長

(以下、資料に基づき説明)

委員長

次に、本定例会に付託された案件について、順次説明願います。

「議案第10号について」

環境部管理課長

議案第10号 小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

このたびの条例の一部改正につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(法律第105号)により、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の譲受け、または借受けには都道府県知事及び保健所設置市の市長の許可が必要となり、また施設の設置許可を受けた法人の合併については、都道府県知事及び保健所設置市にあっては市長の認可を受けた時に施設設置者としての地位を継承できることとなったことに伴い、それぞれの場合の申請について、所定の許認可手数料を設定するものでございます。

また、中央省庁の再編成による環境省の設置法の施行に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の所管が厚生省から環境省へ移行するため、厚生大臣の表記を環境大臣に改めるものでございます。

以上でございます。

委員長

次は、「議案第18号について」

中島委員

この場所で提案させていただきます。

日本共産党を代表して、議案第18号 小樽市在宅介護サービス利用奨励手当支給条例案の提案説明をいたします。

本会議で述べましたように、介護保険では10月から65歳以上の高齢者も年金から保険料の天引き徴収が始まります。制度周知の不十分さもあって、この時になって改めて介護保険の負担を知った人も大きな問題となりました。

本市においては、制度開始1年を待たずして補正予算を組み、手直しせざるを得ない混乱の事態です。今利用料の自己負担が介護サービス事業の大きな抑制になっていることは明らかです。本条例案は介護保険の本旨である在宅介護を促進するための奨励手当を支給する条例案です。小樽市における介護保険の円滑な運営のために、また利用される高齢者、家族の皆さんへの負担軽減のためにも、ぜひとも本条例の制定に賛成をお願いしたいと思います。

以上、提案説明にさせていただきます。よろしくご検討ください。

委員長

これより一括質疑に入ります。

なお順序は共産党、民主党・市民連合、市民クラブ、自民党の順といたします。

中島委員

ふれあいパスについて

それでは、たくさんの説明がありまして、時間が経過しておりますけれども、質問させていただきます。

最初に、ふれあいパスの問題を取り上げます。

平成9年から実施されて以来、利用回数は増加している。中央バスから増額要求があるということで、見直しを検討したいというお話です。当初見込み回数60回とされていましたが、現在の利用回数をどのように押さえ、またどのようにこの回数を把握したのかお知らせください。

(高齢)管理課長

当初見込んだ利用回数の現在の利用回数との違いはどうだったかというご質問かと思えますけれども、これまで中央バスとしてもふれあいパスの利用方について実態調査を実施しています。その都度、市としても報告を受けていまして、当初の見込みを上回る実態であるということは、その実態調査をもって認識しておりました。

しかし、市としても、本年7月にただいまご報告申し上げた民生児童委員のご協力のもとに実施したふれあいパスの利用状況調べの結果で把握したものでございます。

以上です。

中島委員

それでは具体的に、中央バスの方はどのような引上げ額、あるいは引上げ内容を希望しているのでしょうか。

福祉部長

具体的な金額の明示はございません。ただ落差と申しますか、非常に大きいということのお話はございました。

中島委員

それでは具体的に落差が大きいという中身は、今のところ1億の、この事業費ですけれども、どのくらい少ないと思っているんですか。

(高齢)管理課長

先ほどご説明したとおり、中央バスとして実態調査を行っているわけですけれども、期間を3日程度決めまして、その間に走る市内線、もしくは郊外線、全便全数調査ということでワンマンカーの運転手さんがカウンターをとっているような状況であります。そうした結果から、中央バスの方は現在の単価で見ますと10億、11億もと。さまざまな計算方法がございますけれども、一応最多の価格としてはそのような金額をもって説明を受けております。

中島委員

それでは、市の方は中央バスの提言に対して見直しを検討する、そういうようなことを見直し内容として考えていらっしゃるんですか。

(高齢)管理課長

ふれあいパスの利用者にどのような負担をということでございますけれども、このたび実施いたしました利用状況調べの結果であるとか、それから既に私の方で提言を受けているような状況もございますので、それらを参考にいたしまして、市長がご答弁いたしましたように、新年度の予算編成の中でこれから慎重に検討してまいりたいと考えております。

中島委員

東京都では一律負担を導入しました。所得制限にかかわらず一律負担という中身も含めて大変なお年寄りいじめ

だということで問題になっています。一般的には所得制限が考えられますが、そういうことも含めて検討するというお話ですが、実際に、それではふれあいパスが実施されたときの経過の話ですが、私はそのとき議会上にいませんでしたが、先輩議員のお話を聞きますと、財源をどのように準備するかという点で、それまで85歳以上の高齢者の皆さんに毎年7,000円支給してきた敬老祝金を5年おきに改悪した。それからそれまで無料だった老人世帯の上下水道料金の一部負担を導入する。こういう福祉の後退、予算を獲得して始めた敬老パスだと聞いております。これは事実ですか。

(高齢)管理課長

確かにそのような要素もあったかと思えますけれども、さまざまな需要、ニーズの高まる中で、ふくらんだ部分といいたいでしょうか、そういう見直しがあったものというふうに市としては考えております。

中島委員

具体的にお話ししますね。敬老パスの実施前、平成8年度に敬老祝金は幾ら出したのでしょうか。

(高齢)管理課長

敬老祝金の支給事業の平成8年度決算額ということでございますが、2,170万円です。

中島委員

それでは、本年12年度予算で敬老祝金の予算額は幾らですか。

(高齢)管理課長

今年度は1,000万でございます。

中島委員

敬老祝金だけで1,100万円、お金を節約している、市側は。市民の側に立ってみたら1,100万円、敬老祝金もらえなくなると、こういう事態ですね。実際には高齢者はもっと増えていますから、額は大きいと思いますが、今年度だけでもそれだけの違いです。

そして敬老パス実施前には、老人バス、バス券の助成事業という形で回数券をお渡ししている、こういう制度を実施していたわけですね。この回数券のために平成8年度に使った決算額は幾らですか。

(高齢)管理課長

ふれあいパス事業が導入される以前に実施しておりました老人バス券等助成事業の平成8年度の決算額ですけれども、1億1,463万6,000円となっております。

中島委員

約1億1,400万として、これに上下水道料金の新たな負担分、これについては私ども共産党の方で毎年予算修正案の中でこれを達せよということで、数字を出しております。今年度も原課に確認のもとに出した数字であります。下水道料金4,300万、水道料金1億1,900万、この料金に今言ったこれまでふれあいパスをしてなかったときに行っていたバス券助成事業で、1億1,400万に敬老祝金差額分1,100万を足すと、合計これは2億8,700万になります。

今小樽市がふれあいパスの事業に使っているお金、1億9,000万円です。これで単純計算しても、差し引き9,000万円小樽市が節約しているんです。今まで市民の皆さんに福祉として出していたお金を節約して、9,000万円敬老パスで節約しているんです。

こういう事態から見て、お金がかかり過ぎるから今度市民の皆さんに負担してもらおう、そういうふうに見える中身ですか。むしろですね、水道料金の無料化、敬老祝金も復帰をすべきだと私は思いますけれども、福祉部長いかがですか。

福祉部長

確かに個別の政策ごとに判断すれば、今委員がおっしゃったように、足し算、引き算というものはできるかもしれませんが、その間にいろいろな行政需要もございまして、また福祉政策におきましても、変わってきている

面もございますので、それらを総合的に考えなければならない、そんなふうに判断をしております。

中島委員

本会議の一般質問で、我が党の西脇議員が市長に質問しました。石狩開発に市財を投入してめどがあるのか。ようやく50%、60%の土地は売れたけど、これから先この土地を売るためにさらにおまけをして、市の一般会計からお金を持ち出して仕事をしなければならない。

この先、市財政を苦しめるだけの石狩開発をやめたらどうか。今始めたばかりで皆さんとの関係があるので簡単にはやめられません、そういう返答でした。

その一方で、老人パスの高齢者の皆さんが、このアンケートにも書いてありますけれども、敬老パスは続けてほしい、ありがたい、元気で頑張って買物や病院に使っている。私たちシニアにも敬老パスをなくさないでほしいと、見知らぬ老人が声をかける、こういう喜ばれている施策、成功している施策に対してお金を出さない。どっち向きの政治かということが本当に問われるところです。

私は、福祉の問題、高齢者の問題、ぜひとも安易な負担を導入しないで、この数字からいったって、まだまだ貢献しなければならないということを考えていただきたいと思います。

看護婦の採用について

続けて、病院問題について質問します。

2つの病院に対する診断が出されて報告が出ておりますが、いつも人件費率が高いと、こういうことが話題になります。職員採用の大きな部分を占める看護婦さんの採用問題、このことについて質問しますが、やはり若い看護婦さんを計画的に採用するということが大きい課題だと思うのですが、この3年間の看護婦さんの退職数と採用数について、私、資料を共産党の方でつくって皆さんのお手元に出しておりますが、改めてこの退職数と採用人数についてお答えください。

(樽病)総務課長

共産党さんから提出していただいた資料でお答えさせていただきますけれども、経過はこのとおりの数字になってございます。

ただ、平成9年、26人の退職者に対して採用者が25人ということでございまして、この中で学生が13人、並行的には小樽病院高等看護学院生の採用者がずっと半分、今30人ございますので、半数以下の人しか応募がない、こういう状態になっていっています。

中島委員

応募がないとおっしゃいましたけれども、それでは看護学校の年間総費用というのは、予算幾らぐらいなんでしょうか。

(樽病)総務課長

平成11年度でお答えさせていただきますけれども、高等学院の費用、これは人件費も含めますけれども、総体的に平成11年度6,400万ほどの金額が出てございます。

中島委員

それでは、看護婦さんの採用人数というのは、どのようにどの時期に決めて、新年度採用人数を決めるんでしょうか。

(樽病)総務課長

想定した看護婦さんの数、学院生ということで一定になっております。看護婦さんというところでお話ししますと、まず毎年、新看護婦さんの採用は11月中旬に行っております。このときにはまだ年度末の退職者は見込めませんけれども、小樽病院の慣習というんですか、ということでは、毎年10月ぐらいに総務長さんが各看護婦さんに退職の希望というんですか、あるのかないのか、それは10月ぐらいに把握してございまして、それをもし、退職者

が把握できればその人数、それから10月ぐらいにまだ足りない人数、これを含めたものが定数値ですか、採用の枠として考えてございまして、試験は毎年年内といいますが、11月ぐらいに行っているという状況になっています。

中島委員

やはり新年度の採用の時に、新しい若い看護婦さんをたくさん採用することが、後々人件費率の問題でも、実際若い方がいいわけですから、計画をもって採用することが大事だと思うんです。

それで、これを見ましても、採用数の中で新年度の採用、それからその他と書いてありますけれども、これはつまり平成9年で見れば12人採用されたうち、4月1日付けが5人、その後、年度途中で7人採用したと。そういうことになりますね。10年度も同じように新規で採用した人の数が随分少ない。途中で採用する方が多い。これは予測外に辞める方が多かったかもしれませんが、それでも見込んで新規に採用する方を増やす、あるいは看護学校を毎年30人卒業して、毎年6,000万近くのお金をかけているのに、そのうち3分の1から2分の1の採用しかなくてないという事実です。これは就職希望がないというよりは、採用状況にあわせて就職先あるいは就職試験を振り分けていくという実態があるわけですから、学生の希望がないというよりは、採用数の中身の提示で調整していくというのが必要です。

そういう点で、ぜひ看護学校の卒業者の採用人数を上げるべきではないかというふうに思っているんですけども、この点ではどうでしょうか。

(樽病)総務課長

お話のとおりでございまして、人件費が非常にかさむということでは、若い人を採用するというのが私たちもそういう条件で臨んでございます。ただ、実態は高等学院、昔は小樽市内の生徒がほとんどだという実態がございましたけれども、現在におきましては、札幌だとか市外からも何人か来ている状態がございまして。

それからもう一つは、奨学資金というのがございまして、これもほとんど昔は借りていたということがございましたけれども、こういう時代で本年度で言うと奨学資金の希望者がゼロと、こういう状態でございまして、できればうちの学院から採用したいというのが本音でございましてけれども、なかなか募集しても来てくれないという状況がございまして。これは希望としてはぜひ来てほしいということですが、強制できないのが今の現状で、実態がこういう数字になっているのかなと思っております。

それからもう一つは、途中採用者につきましても、なるべく若い人を希望しているんですけども、年齢だけでやっぱりなかなか判断できない。注射だけしか打てないというか、いろんな状況の人を採用しておりますので、それで若い人を採りたいという希望がございましてけれども、やっぱり実践部分も加味しますので、実態的にはこのような状況になっているというようなことがありまして、基本的には前段お話ししましたように、若い人が欲しいというのが実態でございまして。

中島委員

採用予定の数は、3月31日までの退職者数を見て決めるということだと思うんですけども、6月退職というのはないものなんでしょうか。一般的には6月、12月のボーナスをもらったらやめようという看護婦さんがいると思うんですね。3月末にやめる方と、6月末、ボーナス後にやめる方も私どものところは多かったものですから、6月退職の数をどう判断するかというのも結構大きな問題だと思うのです。樽病はどうでしょうか。

(樽病)総務課長

過去のことはちょっと掌握してございせんけれども、今年の12月におきまして、今年の12月にやめるという人はございせんでしたし、6月のボーナスのときもございせんでした。ただ、途中で共稼ぎで旦那さんだとか、家族のいろんな事情ございまして何人かは辞めますけれども、12月のボーナス時期だとか、6月のボーナス時期に辞めるというのは、現在ではほとんどないというのが現状になってございまして。

中島委員

簡単に言えば、退職者数は毎年20人ぐらいいるわけですから、年度当初からプールして帳尻合わせるという方法はあると思うんです。それまで無理だというのだったら、せめて6月、7月、年度の前半に辞めることが明確な方の分も含めて、4月採用に入れるということも含めて、私は検討して、全体の人件費の改善に役立つ中身だと思うんです。ある意味では、学生が小樽病院を希望しないというよりは、採用枠が足りないのではかに行くという局面もあるように聞いております。ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

病院の開院時間の問題について

次、同じ病院の問題では、朝の開院時間の問題です。議会の方にも市立病院が朝、錠がかかっている中に入れてくれない。寒いのにどうして入れてくれないんだと、苦情が来ております。私、議会でもこの委員会で何回か取り上げておりますけれども、今年の冬こそ開錠を早くして、風除室で待つということは改善される予定でしょうか。

(樽病) 医事課長

結論から申し上げますと、7時5分開錠の基本線はとりあえず変えないでいこうと思っています。ただ、委員さんおっしゃいましたように、大変今、冬の時期でございますので、気象の条件等によっては、7時半から職員を配置して準備をしておりますが、準備整い次第7時半過ぎに、7時50分にこだわらずという場合も考慮しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

中島委員

7時半と言わず7時から開けるというわけにはどうしていかないのでしょうか。

(樽病) 医事課長

結論から申し上げますと、7時半前から職員の配置、まず受付準備の体制が整っていないということが一つでございます。それからどの時間が一番適切かということで、いろいろ私どもも検討しておりますけれども、開ければその時間に合わせてまた、患者さんが来られるという形が当然想定されますので、とりあえず現状の状況の中で、早い時間から来られる患者さんの健康も憂慮するという面もございますので、できれば今の時間帯に合わせてご来院いただけるように、私どもご説明申し上げたいというふうに思います。

中島委員

そのような報告は再三聞いておりますが、寒い中で風除室で待つというのは、患者さんのサービスとは言えません。私が議会に出ることになった当初、風除室を歩いている奥さんに呼びとめられて、あんた今度議会に出るなら、どうしても改善してほしいことの一つは、市立病院の朝の時間の問題だと。患者さんはお客さんののに、そのお客さんを外で待たせることが当たり前になっている病院は信じられない。遠く後志から来る人もいるのに、恥ずかしいことだと、これだけは改善してほしいと言われた経過があります。

そういう点で、どうしても開院時間は延ばせない、このままやるというのはあくまでも病院の都合です。でも、患者さんを寒いままにするわけにいかないわけですから、あの風除室にイスを用意してストーブを用意する、それぐらいのことを考えたらどうですか。

(樽病) 医事課長

風除室の状況につきましては、スチームというか暖房が入っております。必ずしも来られる患者さん、お待ちになっている患者さんの体温にぴったり暖かくなっているかどうかはその時の気象条件によりますが、スチームが入っておりますので、その点についてはまずご理解をいただきたいと。

それからイス等々を置くことにつきましては、置いたら置いたで、またいろんな問題が当然想定されてくることが想像できますので、ひとつその点についてはご勘弁のほどをお願いをしたいというふうに思います。

中島委員

早く時間を開けて市民の希望にこたえることが一番の解決だと思います。引き続きどうしたらそういうことが実現できるかという立場でご検討願いたいと思います。

桃内の住民参加について

次に、環境部に質問いたします。

今日はいろいろと資料、説明いただきました。まず第1に住民参加の問題です。今は桃内の住民の皆さんの住民合意の問題が当面の課題になっておりますが、その前提となる住民参加の問題で、小樽の取組は非常に希薄であるなどというふうに私は感じております。厚生常任委員会でも、廃掃法の第5条の2、3に書いてある廃棄物減量等推進審議会、これは小樽の場合は設置を見合わせるというお話をしておりますが、この議論についてはどういう経過で置かないというふうになったのかを再度伺います。

環境部長

いわゆる廃掃法による減量等の審議会のことですけれども、今年の春の改正のときの検討のテーマの一つでございました。ただ、先般、たしかご説明申し上げましたけれども、一つは行革の絡みで考えたことであるのですけれども、一つは審議会等を増やさないとといった考え方の中で、今私どもの方では環境課の方で公害対策審議会というのがございまして、これを最近の一般的な傾向として、これを公害という観点ではなくて、行政自体が環境という観点に変わっていますので、環境審議会に改編すべきだというお話も、公害審議会の委員の中からも発言があった経過があって、そういうことがあったものですから、いずれ環境審議会をやる時に環境廃棄物審議会的なものを考えようと、そんなような頭が、そういったような考え方がひとつありまして、とりあえずは今春の廃掃条例を変えたときには外したと、こういうような状況でございます。それが一つの経過です。

ただ、その後、公害審議会を環境審議会に変えるという、改編するというのが、委員さんの任期等の関係でなかなか具体的ににならないような状況の中で推移をしてきておる中で、今日的には先ほど環境課長が言いました市民ルールを設置をめぐって市民とのパートナーシップ、これは一つの市民参加のあり方だろうということで、そういったような状況なんかも出てきておりますので、それはごみについてもある意味では、廃棄物についても同じことが言える。ほとんど今環境問題と廃棄物処理の行政の境界がかつたようになって、かなり入り組んできているような状況にもなってきておりますので、そういう意味では実際的なことで考えよう。そうした中で廃掃法によっている減量審議会を設けるときに、今申し上げましたような市民全体とのパートナーシップ、審議会だけが市民参加だとは思いませんし、むしろ審議会がもっと広範な市民参加というものを環境問題なり、あるいは廃棄物行政にいろんな形でやった方がいいだろうというふうなことが、従来からの私たちの一つの検討課題、テーマとしてありますので、そういったことの観点の中で、この減量審議会については、先般、助役からも考えていかなければならない事項だというふうになっておりますので、その絡みとして新年度具体的にするようなことでの検討課題にすべき項目だというふうな今認識でございます。

中島委員

いつでも、市長は官民一体と言っていますが、ごみのリサイクルを進めようと思えばこそ、市民参加は大前提になると思いますので、ぜひ見解は別にして、市民が参加してとにもごみの問題を、よりよくするという意味で計画を進めてほしいと思います。

家電リサイクル法について

家電リサイクル法についてのご説明を受けました。家電リサイクル法は、来年4月から実施されるんですけれども、国会の議論の中では大変高額な費用を消費者に負担させる内容だということで、私たち日本共産党は反対しております。

仮に、小売業者が引き取る義務があるのは、自分で販売した、けれど壊れてしまったものとか、あるいは買換えのときに同種のを引き取る、この2つだけなんです。これ以外については、どうするかということ由市町村が決めなければいけない。メーカーに引き渡すか、今までどおり粗大ごみとして埋め立てるか、どちらかです。

この収集運搬料金が大変大きいものになるということで、問題になっていたんですけれども、今回収集運搬料金

がここに提示されておりますが、この収集運搬料金は市内に2カ所つくった家電製品の収集場所に持って行くときの料金なのか、持っていくところからそれぞれのメーカーの方に運ぶ時の料金なのか、これどっちですか。

環境部廃棄物対策課長

資料の中の6にございます収集運搬料金ということでございますが、先ほどご説明申し上げました共同物流の事業組合と、ここが収集する場合の収集運搬料金でございまして、これについては小樽の指定引取場所へ持っていかないで、自分の選別センターへ一括持って行きまして、そこで選別をし、最寄りの指定引取場所、道内に16カ所ございますけれども、そちらへ持って行くということだと思います。

中島委員

そうしたらこれは、事業組合が小樽市内の市民が直接行って、引き取る際の運送料金と考えていいんですか。

環境部廃棄物対策課長

詳細についてはまだはっきり固まっていない部分もございますけれども、私どもが聞いているのは、小樽市内の市民の家の軒先まで行って収集する料金と聞いてございます。

中島委員

それ以外に、先ほど説明あった小樽市内の2カ所の収集場所、そこに小樽市の家電小売業者が個人の自宅から持って行って運ぶ料金、その料金というのが今度から別途に決めるということですか。

環境部廃棄物対策課長

小樽市の考え方、進め方といたしましては、今申し上げました事業組合による回収方式と義務品については、販売をした販売店に引取り義務があるということでございますので、家電販売店がもしも自分で収集できない場合は事業組合の方に依頼することも構わないですし、小樽市内の家電販売店が自分で引き取った場合には、収集料金を再商品化等料金に上乗せした形で消費者の方からいただいて、小樽市内に指定引取場所がございますので、そこへ搬入するということになるかと思えます。

環境部長

ちょっと補足しますけれども、今おっしゃいましたここに書いてある事業組合という部分、この部分ではさっき言ったように料金の設定がほぼ明らかになっているんですけれども、それ以外の一般の小売商の場合、恐らく一般的に考えると小樽市内のそれぞれのお店から小樽の勝納なり築港なりに持っていくというふうに考えられますね。そのときの料金は、まだ小売商サイドでは設定できないでいるんです。

それで、それがずるずるこのようになっていくような状況も一つには見受けられますので、4月1日ということとは関係なくて、それでその辺あたりを札幌市さんが中心になっているんなこととお話をまとめていただいたおかげで、一般の小樽市内の小売商さんに対しても、この事業組合系列の回収ルートを使って運んでもらうようなことを、市としては、小樽市の一般の電気商の方たちにお話をすると。そういった形で進めたいなというふうに思っています。

率直に言って、一般の小売商での指定取引場所までの運搬賃、一時物流運賃といっていますけれども、そのことがまだはっきりしてなくて、いつはっきりなるかちょっと今のところ見当がつかないような状況で、そういうような対応をして、その市民周知をしていこうかなというふうな考えです。

中島委員

家電リサイクル法自体は、今まではごみとして投げていたテレビだとか、冷蔵庫も今度はお金を出してメーカーに引き取ってもらうということになった。そのお金も決して安くはない。テレビ2,700円、電気冷蔵庫4,600円、消費者は出して持って行ってもらう。そのほかに運搬料、今部長がおっしゃったように、小売業者がどのように設定していいかわからない、あるいは小売業者はお客さまのためにもらわないという方もいらっしゃるかもわからない。

こういう意味では大変な消費者負担と、小売業者に対する負担のかかる法律ではないかなと思っているんです。

もう一つ聞きたいんですけども、こういうことになればお金を出して引き取ってもらうのなら、不法投棄、いわゆる山などに投げてくる方々が出てこないとも限らない。そういうふうにして投げられたものは、どのようにメーカーに返すことができるんでしょうかね。

環境部廃棄物対策課長

今委員おっしゃられました不法投棄ということでございます。不法投棄された場合でございまして、リサイクルをする基準というものが家電4品目について決められてございます。当然リサイクルできるものについては市が再商品化等料金を負担をして、リサイクルに回さなければならぬ。またテレビなどで申しますと、ブラウン管が壊れているような状況であれば、これは当然リサイクル可能な状況ではないということで、これについては従来の処分とせざるを得ないかなと、そういうふう考えています。

中島委員

もう一つ、この札幌の組合が調整に入って協議のようなものがあるみたいですけども、家電量販店が自分たちの集まりの中で直接対応するという話も聞いておりますが、これは小樽の場合はどうですか。

環境部廃棄物対策課長

私も、これ正確に決まったことではございませんので、聞いた範囲のお話でございまして、通常の市内の家電量販店につきましても、それぞれの本部がございまして。その中では共同物流事業の組合を利用して一緒にやっていくというケースもございまして、自分の量販店の本部の指示に従うというようなこともございまして、この辺はまだ流動的でございます。

中島委員

一番心配なのは不法投棄の問題と、あと、この法律が通って、小売業者の皆さんは市民の皆さんから引き取るという形になれば一番いいんですけども、そのことができない、あるいは負担だという小売業者の皆さんにしてみれば、直接量販店や事業組合の方々が自宅に取りに来るということになれば、小売業者の皆さんの仕事が、お客さんが減ると、こういうことにつながるんじゃないかということが一番大きな問題だろうと思うんです。

今でも物が売れない、仕事が大変だと言ってらっしゃる、そういう皆さん、地域のいわゆる電気屋さんとして生活している皆さんの直接つながっているお客さんのところに、今度は大手メーカーが直接引き取りに行くと、こういう形が起きてくるんじゃないかということが心配されます。

そういう点で、家電リサイクルに関する小売業者の皆さんの代表や、あるいは量販店、あるいは今後の事業組合、市が入って、どういう形がお互いの利益を守りながらうまくいくのかという話し合いをきちっとした上で進めるべきだと思うんですね。競争に任せて大手メーカーにどんどん仕事を持っていかれるということを黙って放置しておくことはできないんじゃないかと、私はこのように思います。

東京23区でも家電リサイクル地区協議会を設置していろいろ議論をして進めています。小樽市でもこのような取組をすべきだと思うのですが、どうでしょうか。

環境部長

小樽レベルで言いますと、協議会というふうな正規なものではありませんけれども、これまで何度か業界の方、両方の業界ですね、その話し合いをしています。そのほかに実は先ほど申し上げましたけれども、道央ブロックで札幌さんが非常にご苦労いただいているんですけども、札幌さんが中心になって道央ブロックの何市何町かで、そういった協議会みたいなものをつくりまして、その場には今まで私も何回か出てはいますが、そういった業界の関係の方も来ていただいて、いろいろお話し合いをすると、そういったような状況になっていきますので、そういった両方のにらみで対応していくということを考えたいと思います。

中島委員

広域連合の問題について

それから、広域連合の問題ですけれども、きょうコンサルタントの選定について、それまでの経過と、大体ここを選びましょうという方向が示されました。けれども、何回も言ってますように、桃内の住民の皆さんは、この地域に北後志のものを運んでやろうということに、承知していない。こういう住民合意のない時期に、業務のコンサルの選定も含めて進めていくことが適当かどうかと疑問に思うのですが、その点はどうですか。

環境部副参事

先の厚生常任委員会の中でもご報告申し上げますけれども、当初の予定では、この第4回定例会の中でコンサルタントを選定し、なおかつその業者の委託契約を結んで、年明け早々にでも業務委託を実施して、事業実施計画など、そういったものを策定していこうと、こういう形で考えてございましたけれども、委員のご指摘の中にもございましたけれども、桃内町会との合意がない中で、そういった事業を進めていくのは問題があると、そういう形での環境部の判断もございまして、これを4定ではなくて、今の段階ではそれを先送りすると。ご指摘の問題は第1回定例会に負担金の予算を計上させていただいて、それで議決を経た後、4月早々から実際的な委託をしていきたいと、こう考えています。

ただ、あくまでもそれに当たっての住民合意が前提でございますので、その合意を受けて私ども努力していきたいというふうに考えております。

中島委員

同じく広域連合のことでもう1点質問しますが、ごみ行政というのは住民に身近な問題で身近なところで解決するのが一番いいと思っているんですけれども、総体的な問題だけを広域化でやるということになると、広域連合という新しい自治体をつくって、そこに任せることになるんですね。そこでちゃんとやるから大丈夫だとおっしゃいますが、渡島廃棄物処理広域連合、西胆振廃棄物処理広域連合、それぞれの状況を調べてきました。

渡島の方は13町村参加して27名の議員が選出されています。各議会から全部おしなべて2名ずつです。もうご存じだと思います。西胆振の方は2市3町2村ですね。ここでは議会の大きさに合わせて、若干人数を減らして17名の議員を出しています。

ところが、どちらも議長の充て職として、それぞれの議会から議長は必ず1人出ているんです。ですから、議員として参加するのは議長を入れた数でひとりだと、こういう形になっているんですね。

そういう点で本当に公正な市民の意見を反映できる議会になるのか、こういう点からいきますと、政党としても、それから議会の議員数からしてもあり得るのか。共産党が入っていないからひがんで言っているわけではないですが、やっぱりそういう意味での比例配分、正当な比例配分が真似できる議会になると思いますが、部長。

環境部長

非常にお答えにくい質問なんですけれども、たまたま今例に挙げたところはそういうふうになっていますけれども、北後志の場合では多少そういうふうになるというふうには考えられないといいますが、広域連合議会の議員を、基本的にはまだ最終決定はしておりませんが、やり方の方法としては2つあるわけですが、基本的には石狩湾新港のように各市町村議会の選挙をお願いをしようというふうな考え方を基本的には今持っていますから、そうした場合には、この議会で選ぶことについて、市長部局の方で、私どもの方でどうするかというべき問題ではないと思っておりますので、それはこの間もちょっと大変恐縮で申し訳ないんですけれども、ここには議会の代表、多分議長だと思いますけれども、議長さんを通じて議会サイドと、これもこの間申し上げましたけれども、公式、非公式のいろんなお話しをする中で定数をどうするか、割り振りは、これは私は全く議会サイドで、はっきり申し上げますと内部問題ではないかなというふうに思いますので、そういった形での対応で、これは議会サイドで民意の反映をどういうふうにするかというあたりのご判断をお願いするというふうなことを、私自身は基本的にそういう考えでいくべきではないかなというふうに思いますけれども、これはもう少し私どもの方のそういう定数だとか、そういうことの各市町村への割り振りということの考え方が、ある程度もう少しまとまっ

た段階でご相談させていただく事項であろうというふうに思っております。

中島委員

私たちは広域議会に行き届いていませんから、そういう意味ではちょっと違うんですけれども、そういうふうに決まらないうちにこういう問題があるということを言っておきたいなというふうに思います。

今議会の中で古沢議員が言っていました、広域連合でなかったら焼却炉の補助金はありません。それは本当ですか。

環境部副参事

厚生省補助要綱の中では、実際的に、その広域でなければ補助対象にしないよと、そういう記載はございません。ただ、この補助の関係につきましては、予算の範囲内ということになってございますので、少なくとも補助要綱の中で広域計画に基づく施設計画と、こういったものを検討しなさいと、こういうふうに書かれてございますので、もし例えば1億円の中に1,000万円の11件の要望が来た。そうすると1,000万の10本は広域計画に基づけば予算の順番でいくと採択から順番になっていくわけですから、そうすると予算が採択される。ところが、単独で出した場合については、補助対象の予算の範囲外で補助対象にならないと、こういったような状況だとか、それから北海道は広域化計画をつくって、それを市町村に指導してございますので、その段階での北海道の事前のご相談の中では、広域計画のない中では、国の補助についてのご意見はかなりあるのかなと、こういうふうに考えています。

中島委員

100億も200億もかけて、ごみ減量化を目指しながら、大型焼却炉をつくる道を選ぶのか。小樽市の単独のごみ、焼却炉で補助金が出なくても済む、こういう道を選ぶのか。こういうこともあるんじゃないかと私は検討したらいいんじゃないかなというふうに思っています。

介護保険の問題について

介護保険の問題で質問します。

今回補正予算で社会福祉協議会のヘルパー事業に対して、5,900万の貸付金が計上されています。予算委員会の答弁でも、今年度で終わらないと、来年度以降も3,600万の貸付けを続けていくと、こういうふうに聞いておりますが、返済見込みというのはどうなんでしょうか。

福祉部高橋主幹

ただいま社会福祉協議会の訪問介護事業につきましては、小樽市の貸付金ということにつきましては、なかなかそれがきれいに返済になるということはなかなか難しいものだというふうに考えています。

高齢社会対策室長

ただいまの貸付金の部分でございますけれども、とりあえず私ども補助金と貸付金ということで考えてございますが、そういう中で、この貸付金につきましては、返済財源いわゆる補助金を含めて年全体で収支がとんとんになった場合に、この返済財源が生み出された場合には、それを一時一たんお返しをいただく、必ず返済いただくということで考えております。そういう中で、さらに計画する中で、資金運用として必要な部分はということで、今の見通しとしては3,600万前後は年度の途中で生じるかもしれないということの中で、再度お願いしておきたい。貸付けをしていくということで考えております。

中島委員

もう実際にスタートしてしまった介護保険のサービスの実施中に起きてきた財源不足でありますから、それを放置して市民無視はできないと。私たち共産党はこの貸付けには賛成するという考えであります。けれども、返済見通しがはっきりしないとおっしゃって、初めからおっしゃっているこの内容について漫然と貸し続けること。例えば一たん返してもらおうと言ってもまた貸すという、いわゆる国保事業や病院の貸付金と同じようなことは赤字隠しというような貸付金の中身は、同じものがまたできるんじゃないか。そういう形になっていかざるを得ないんじゃない

ないか、そういうふうに思いますが、どうですか。

高齢社会対策室長

この収支改善部分を改善させていかなければ、なかなかそういう部分では解消していけないのかなという感じがします。ただ、運営資金の部分もございますので、支出の部分が縮小されてくれば、その部分もおのずと縮小はされてくるということにはなります。

ただ、いつまでも続けるということにはなかなかないだろうということもございますので、いろんな収支改善を図りながら、できるだけ早い時期にそこら辺の改善を図っていきたいというふうに考えております。

中島委員

収支改善のための支出対策とおっしゃいましたけれども、収入を上げるお話は出ませんね。私はこのまま経過したら、財政難を理由に瀬棚町のようにヘルパー事業をもうやっていたら、民間委託に切り替えると。こういうことになってしまうんじゃないかと大変懸念されます。

現在、社協が受けているヘルパー事業は、介護保険事業だけではないですね。市の障害者向けヘルパー事業、それから今後、精神障害者に向けてのヘルパー事業、まだ拡大する予定はある部分なんです。これを含めて民間委託で対応できる、こういうふうにお考えですか。

福祉部長

昨日までの議論を踏まえてお答え申し上げますけれども、いつまでもということにはまいりませんので、平成13年度中に健全化に向けて抜本的な、そういうものを考えていきたいというふうに思います。

中島委員

もう限界を考えなければならぬと思いますが、いつも支出をどう切り詰めるかというお話で、どうやって収入を増やすかというお話が出てこない。今の介護保険の大きな問題は、ヘルパーの問題は身体介護と家事介護で、介護報酬が大幅に違う。個人負担があるために、低料金で済ませられる家事介護に集中しているというこの問題があるんですね。

ここのところを正当な評価にするということの働きかけなしには、また利用者負担を軽減することなしには、大幅な事業改善はないと思うんです。このための働きかけを積極的にやるべきだと思うんですけれども、この点どうですか。

高齢社会対策室長

介護保険が今年スタートした中で、全国的な動きもいろいろ今出てきているわけでございます。実際にスタートしてまだ1年たっていない中でございますので、さらにもう少し様子を見ないとならない部分もあるかと思えます。

そういう中で、今小樽ばかりでなくて、全国の状況を見ながら、いろんなその中で改善すべき点等あれば、また、私どもも全国市長会を通じていろいろ運営してまいるわけでございますが、ただこの報酬を上げるということは、すなわち給付金が上がりますと、保険料との関係、こういうものも出てまいりますので、そういう意味でまた、全体的な見地からいろいろ見ていかないとならない、こういう部分もございましてご了承いただきたいと思えます。

中島委員

在宅三本柱の主要な部分であるヘルパーの事業が、成功するかどうかというのは大変大きいと思うんですけれども、今実際にはヘルパーさんはみんなパート扱い、ほとんどの民間で。働いた分しかお金がもらえない。そして交通費も出るところ出ないところがある。たび重なる変更によるヘルパー事業の内容もやっていいのか悪いのかわからないところがいっぱいある。こういう事業の中で、ヘルパーはもう嫌だ、みんな手を引く。こういう方を随分うわさに聞いているんです。

こうなるともう介護保険を実施していくこともできなくなります。私は問題点に早いうちに手を打つという観点

からいけば、今回利用者のアンケートをとりました。これと同じように事業者アンケートあるいはヘルパー事業の中で実際どんな問題が起きて、どんな労働条件で、どんな困っていることがあるのか、こういう観点からこちらの方からのアンケート調査も、また、実態調査も早急に必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

介護保険課長

事業者に対するアンケートの関係でございますけれども、まず私どもも念頭には事業者に対するアンケートも必要かなというのは念頭に置いております。しかしながら、ただいまお話がありました従業員のヘルパーとかの勤務条件にかかわる部分、これについては市として関与することはできませんので、そういったものを除いた部分について、ちょっと検討していきたいと思っております。

また、家事援助の適正化について説明会をする予定でございますので、そういった中で、各事業者のサービス提供責任者等に来ていただいて説明会をしようしておりますので、そういった中でも実情を把握していきたいと、こういうふうに考えております。

中島委員

最後になりますけれども、介護保険を6カ月に1回、介護認定を見直すということで、今年の8月、9月に再調査をして、10月から新しい介護認定を受けた方がいたんです。

問題は、介護度によって受けるサービスが違うということですね。とりわけ要支援と介護度1では、介護度1以上の方でないと施設入所ができない。こういう事態があります。今回今まで介護度1で老健施設に入所していた方が、10月の介護認定で要支援になりました。これはよくなったんですから、大変喜ばしいことなんですけれども、要支援ということになれば施設入所はできません。出ていかないとならない。こういう方が何件いましたか。

介護保険課長

今の老健施設に入所されている方の要介護1から、更新によりまして要支援に変更になったと。そういう方は今現在では4名おります。

中島委員

その方々は自宅にスムーズに帰られれば問題はないんですが、帰れなくて、行き場に困ったという事態が起きているんじゃないですか。

介護保険課長

この問題でまず一つは、こういった問題がはらんでいっていると思っております。まずこの制度上、お話がありましたとおり要介護1以上にならないと施設サービスは利用できない。これは各施設それから利用者の方もご存じだったわけでございますけれども、実際に更新の時期になって初めて施設側、それから利用者側がそれぞれ確認といいたいでしょうか、そういったことに手間取った結果として、こういった事態が生じたのかなというように考えておりました。私どもといたしましては、11月末に施設から連絡を受けまして、そういった事実を知ったわけでございます。そういった方で、今後の対応といたしまして、やはり入所するとき、利用するときには利用者、それからその家族の方に、介護認定の結果次第によっては出なければならぬ場合もあり得ると、これを十分理解をしていただくように、そういったことで文書も差し上げております。

それから、なお当然施設側では利用されている方の状態を日々よく把握をしているわけでございますから、もし何といたしまして、要介護1から要支援の方にシフトしそうな方については、事前に把握をしていただいて、もしそういうふうになった場合の在宅の方で、そういったことについての必要な助言だとか援助、こういったものをしていただくことが肝要かなと、こういうふうに考えてございます。

中島委員

これはすごく重要な問題なんです。私どもは基盤整備が整わないうちに介護保険を入れるのは早過ぎるということを一貫して言ってきました。恐れていたとおりのことが起きるからです。

こういう施設利用をしていた方は、施設を利用できなくなったときに、受入れ基盤があるのかないのか。ないままに出発して本人の理解を促すといったって、これどうするんですか。

はっきり言わせてもらえば、10月いっぱい介護認定の第1回目の施設入所が終わったんです、この方は。11月からどうなるかというときに、介護認定では要支援に変わったと、もう施設にいられない。ところがそのことがはっきり分かったのが11月20日過ぎです。既に11月の20日間どうするのか。自己負担でお金を払ってくださいと、施設側から要求されて20万以上のお金を出すような形です。

始まったばかりで、政府としてもお互いの理解が不十分だったとはいえ、そういうしわ寄せが全部市民にいくんです。この20万を払わなければならないのかなんとかという相談を受けているところですから、これは個別に検討しなければなりません。これから先は施設には入所している方々の介護の変更は知らされません。基本的には個人の問題だから、その方がご家族なり本人に知らせるといことで、施設は知らないんです。今入所している人が介護度がどう変わるか。こういう制度の矛盾はどのように解決するんですか。

介護保険課長

まず基本的なことを申し上げますと、施設入所者については、施設側で被保険者証、こういったものを確認をして、その方の要介護度を把握をしていく、これが基本になってございます。

しかし、現実として今回4件でございますけれども、こういった事態が生じた。まあ、施設側もそれから利用者側もなかなかそこまで理解が及んでいなかったと。こういった事情もあると思いますので、実は今月の12日、先週の火曜日でございますが、私どもの方で各市内の施設でございますけれども、各施設の利用者に対する利用者の一覧表、その中には介護度、それから介護認定の有効期間、更新の申請の有無、こういった情報を各施設にお送りいたしましたして、改めて再認識をしていただきまして、こういった事態が起きないように、まず施設側、それから保険者側、それから事業者、その家族、こういったものが同じレベルに立った中で処理をしていきたいなど、こういうふうを考えています。

中島委員

それは一歩前進だと思います。保険料徴収と介護認定は一致したような責任、そこから先は施設と利用者の関係というふうになっている内容だからこそ起きてくる問題になると思いますから、実際として利用者の方々の不利益にならないような対応を工夫する必要があると思います。

ただ今回は、介護認定諸施設が提示を求めたときに、小樽市介護保険課の手違いで介護認定度は書いてなかったんですね。それでまたさらに遅れたという、こういう問題があるわけです。始めたばかりの制度なので、そういう間違いも含めて、仕方がない面もあるというふうに理解はしていますが、そうしたらこの方は施設に要求された20万を払うということになると、どうも腑に落ちない。こういう時こそオンブズマン制度、ここに訴えて調整してほしいというのが本音です。

これからもお世話になる施設の方に、家族が直接そんなお金払えないと言い切れない弱さがあるんです。市が交渉するか、業者に対してそういうことを言える立場にない。ではだれがやるんですか。当然起きてくるこういう問題に対して、1日も早くオンブズマン制度をつくるべきだと、提案をしてきました。再三、福祉部長は福祉全体に関するオンブズマン制度を取り入れたいと、このように言っていましたけれども、これについての進行状況、計画いかがですか。

福祉部長

オンブズマン制度ですけれども、私が以前答弁申し上げたのは、このオンブズマンを介護保険だけに限定するのか、あるいは福祉全体にするのかというような意味も含めて、ご答弁申し上げているところでございます。

それから進行状況ですけれども、社会福祉事業法が社会福祉法に変わって、施設に苦情処理責任者を置くというような新しい制度が出てまいりました。その兼ね合いもございまして、どう調整するかという課題も新たに出

てきたものですから、それらを他市の動向も踏まえながら、現在も引き続き調査検討中でございますので、もう少し時間をちょうだいしたいというふうに考えます。

中島委員

第3回定例議会に提出した在宅介護サービスに対する利用奨励手当金の支給条例を再度提案させていただきました。これは提案説明させていただいたとおりです。利用者の負担を軽減して、1日も早くスムーズな介護保険制度の充実を目指す内容であります。今言ったようなさまざまな問題が起きてきていることの中で介護保険制度の改善、充実を求めて、市独自の援護策をつくるべきだと考えておりますので、ぜひともご意見いただき、賛成していただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

委員長

それでは共産党の質疑を終結して、民主党に質疑を移します。

佐藤（次）委員

きょう報告事項がかなりありまして、それぞれについてよくまだ承知しないのと、あるいは分かったと。いろいろあります。

これは別な機会にそれぞれお話しすることにしまして、今最後にありました介護保険の関係で多少質問したいと、こういうふうに思っています。

一つは、先般、国勢調査が行われまして、何とか小樽市も15万台をキープしたということになった。しかし全体の傾向は必ずしも人口減に歯どめがかかったという条件にはないというのもまた、片や明らかになりました。

きょうは特に厚生常任委員会ですから、お聞きしたいのは、これによる小樽市の高齢者人口の動態がどう変化をしているのかということなんですね。今の介護保険も、あるいはさまざまなゴールドプラン、あるいは新ゴールド、あるいはゴールド21、すべてこの小樽のそういった高齢人口の数値を基にいろいろ描いているということがあるわけですね。それでこの辺まず現状を、小樽市の動向について把握しておれば先にお聞きしておきたい。

介護保険課長

国勢調査の結果と今までの高齢者保健福祉計画、あるいは介護保険事業計画の人口問題の関係でございますけれども、このたび企画部から発表されましたのは概数でして、総人口だとか、そういったところ、部分しか発表されておりません。詳細については来年以降ということで聞いておりますので、今現在で比較、こういったことはちょっとできないような状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

佐藤（次）委員

概数ということは、そういうことで承知をしています。

ただ、全体の人口に占めるいわゆる高齢者数、端的に言えば65歳以上ですね。この辺が例えば北海道全体では何%程度になったということになるわけですが、小樽の場合はその部分も含めて今押さえていないと、こういうことになるのかな。

介護保険課長

今現在は総人口で年齢別の数値だとかをいただいておりますので、そういった意味ではちょっと比較はできないと、こういうことでございます。

佐藤（次）委員

分かりました。

これはいわゆるこれからまた5年ないし10年というような単位で、この国調の結果というのは使われていくわけです。当然福祉の部分において今日の各所管であるすべてが、それを一つの基準にしてこれからいろんな事業を進

めるわけですから、正確な数字が出せないということであれば、それはそれで今日時点の中ではやむを得ないだろうというふうに思うわけです。

それで今介護保険がスタートして、山岸室長の方からもありましたように、今いろいろ一番大変な時期だろうなというふうに思っています。いわゆる範はできたけれども、それぞれの環境の整備がそれに伴わない中でスタートしたというだけに、私もいろんなケースをそれぞれお聞きしたりしていますけれども、大変だなというふうに思っています。

しかし、それにしてもスタートして、ある意味では自治体の責任の中で進めなければならない事業ですから、これもまた市の方としても、これに対する対応は市民個人個人との関連、施設との関連、あるいはそこに働くホームヘルパーを初めとする従業員との関係、これは介護保険にやはりどう施策とともに入っていったらやるか、この認識がなければ単なる仕事で終わってしまって、介護保険の制度である重要なことがどこかに置き忘れてしまう、こういうことも下手をすれば考えられるわけなので、その辺を十分これからしっかりとやっていただきたいと思っています。

居宅介護住宅改修費について

それから、質問の最初ですけれども、今いろいろ問合せの中で、居宅介護住宅改修費というのがあるわけですが、その助成ですね。これが必ずしもこの助成制度とそれから本人たちが居宅の中で整備するものと、かみ合っていないというか、そういうことがどうも出ているような感じがします。これをしっかりと相談をして、自分はここを直したいからいいですかと、それが助成制度の中で最高額20万でしたか、これがいいのか悪いのか、いつどういう状態になればそれが使えるのかということが、必ずしも浸透していないというのがあるように見受けられます。

それで、最初にこのことについては、例えば平成11年度の予算の中では、これについて1,525万の予算化がされていますけれども、使用状況というか、これらについてちょっとまずお聞きしたいと思います。

高齢社会対策室長

今、佐藤（次）委員の方からお尋ねありましたのは、介護保険の住宅改修費の支給のことだと思いますけれども、軽微な住宅改修を行った時に、その9割分を介護保険の保険給付として支給するという制度でございます。

今お話のありました実績でございますが、10月末時点の支給状況で申し上げますと、10月末までに140件で、全体では約1,200万ほど支給をしているところでございます。その主なものが、手すりの改修、玄関、あるいは廊下、階段、こういったものが86%、大勢を占めている、このような状況になっています。

佐藤（次）委員

例えば病院に入院していると、そうして自宅に、例えば週末に帰ることが許される。ところが入院しているということにより、いわゆる給付を受けられない。しかし、家庭ではどうしても不便を生じるので直さざるを得なかった。相当お金をかけた、約200万ぐらいかけたらしいんです。トイレから洗面所から全部ですからね。こういったケースの場合、例えば事前に言って話をすれば一番よかったんだろうと思うんですけども、今度の介護保険でそういった住宅改修事業もあるというようなことの中で、スタートしてしまったということなんですよ。

こういうときには、どう相談をすればよかったのか、あるいは相談をするケースなのか、このあたりちょっとお聞きをしたい。

介護保険課長

住宅改修費の関係でございますけれども、基本的には住宅改修がまず必要かどうか、こういったことをまずははっきりさせる必要がございます。それで介護保険の仕組みでは、そのためにいわゆるケアマネジャーさんをつくっておりますので、ケアマネジャーさんにそのあたりの必要性、その理由をはっきり知っていただくというのがまず第1段階になります。

そういった中で、対象になるかならないか、これについては保険者が判断をするということになりまして、例えば入院中の方でございますと、退院のめど、そういったものをよく主治医の先生とご相談の上、その見込みがついた段階でその方の責任の中で、実際に住宅改修をしていただきまして、入院されていた方が退院をして在宅になったと、そういった時点でこの住宅改修費の支給申請をしていただく。それが大きな流れになってございます。

佐藤（次）委員

次に、個々の問題は別にしまして、前提としてはいろいろお聞きしたいのですけれども、一つは今のいわゆる介護保険制度と、それから小樽のそれぞれの、さっきも話がありましたけれども、実態ですね、さまざま。これは入院している人もいますし、支援、あるいは要介護の人もさまざまいます。それで施設だとか、サービスだとかの関係で、今の小樽市の介護保険制度の中で足りないもの、こういう施設が不足している、あるいはこういうところをもう少し増やさなければならぬ。これはホームヘルパーももちろん含めてですし、それからケアマネジャーそのものも必ずしも今の現状で十分浸透されているかということ、さっきの話でないのですけれども、必ずしもそうもなっていない。

したがって、冒頭申し上げましたけれども、ゴールドプラン、あるいは新ゴールドプラン、そしてゴールド21世紀プラン、そして今度介護保険ということで、端的に言って市民の人がどれを目安にして物事を、自分が老いた時に、ということがあるわけですね。

そういうことを含めて、今の市の方で、こういった部分で改善、あるいは増加、あるいはしなければならぬこと、少しあったらまだそういう判断をするのは早いのかもしれませんけれども、現状の中でどうなっているんでしょう。

介護保険課長

まず介護保険のサービスの利用状況を見た中で、現況で不足をしているといえますか、若干足りない部分といえますのは、待機者が出ています通所介護、いわゆるデイサービスの部分、それが一つあります。

それからこれは措置の時代からの引き継ぎでございまして、引き続いての状況でございますが、特別養護老人ホームに入りたいという方で、待っていらっしゃる方が相当数いらっしゃいます。そういった受け皿の整備をどうしたらいいか、それが一つ、今の介護保険のサービスとの関係では、そういった部分が大きい部分でございます。

今委員の方からお話がありましたとおり、まだ始まってこの制度がすっかり定着したわけではございません。そういった中で、私どもとしまして、利用状況等々、いろんなデータを把握しながら、よりいい制度に改善できるように、これからも進めていきたいなど、こういうふう考えているところでございます。

グループホームについて

佐藤（次）委員

今大枠で聞いておりますからそういうことで。それから特に今問題になっているのは、痴呆性のいわば老人の高齢者の関係なんです。よく言われるグループホームをしっかりと地域に根差す中で、この痴呆性の老人の皆さんの介護やあるいは養護やお世話、これはちょっと社会的にも問題になっていることはご承知でしょうけれども、小樽のそういった意味で推計値は前のやつに出ておりますけれども、実際に相談があり、あるいは手当をしている、そしてまた、予想される痴呆性の高齢者の実態把握というのはどの程度進んでおるのか。そしてさっきお話ししましたように、グループホーム等の活用というのは、現実はどうなっているのか、そのあたりをお尋ねします。

介護保険課長

まず私の方からは、グループホームの状況についてお話をさせていただきます。

今現在、市内に2カ所指定をされておまして、9人規模が2カ所あって、それで12の方が10月末時点でご利用になっております。ただもう1カ所、桂岡に1カ所、指定の申請をしている部分がございます。まだ最終的に指定になったかどうか、まだ未確認でございまして、それから来年度にはある社会福祉法人で、9人×2ユニット、

18人分のグループホームを建設する計画だということになってございまして、そういった意味では当初介護保険事業計画の中で見ました予想以上の整備が進んでいる、こういったような状況になってございます。

また、痴呆性老人の実態の把握の関係でございましてけれども、なかなか家族の中にそういった方がいるということは、なかなか外へ出しながらないといったことで、北海道においてもちょっと調査を試みたように聞いておりますけれども、なかなか実態が分からない。こんな現実的な問題があるというふうに聞いております。

しかしながら、私どもの方も個別にご相談を受けますと、こういったサービスがあります、こういう方法があります、そういったことで一つ一つ現実的な対応をこれまでもしてきてまいりましたし、これからも引き続きそういった努力を続けていきたいなど、こういうふうに考えているところでございます。

保健所保健課長

痴呆に関する相談の件で保健所が把握している数字について申し上げますが、保健所に相談という形で保健福祉相談員が行っておる事業が、年間すべての精神保健の分野において550件前後で大体ここ3年ほど経過して、特に増えているということではありません。

その中で、老人性の精神障害、いわゆる痴呆などについては、平成9年から3年間で見ますと75件、53件、39件と、少しずつむしろ減少しているかなという数字です。

その原因について考えますところは、痴呆性の老人に対応する施設が老健施設とか、そういうところで若干存在していることがあるのではないかととらえております。

佐藤(次)委員

分かりました。

全体に今施設に入ってしまうのと、あるいは病院に入ってしまうのと、それでとりわけ一番大事なものは、この人をどこかに入れてしまうということがどうなのかという観点では非常に難しい問題ですから、したがって、さっき言うようにグループホームという制度の中でお世話する人、そしてまたある意味では自由に行き来をするような環境をどうつくるかというのが、とりわけ欧米の方ではそういったことを中心にして痴呆性の皆さんには施設づくりを進めていくと、こういうことで、それは今小樽に望むベッドの話じゃありませんけれども、そういったことを視野なり観点に入れながら、介護保険全体が今後は進めていかなければならないのかなというふうに思っております。

あと、ホームヘルパーのさっきの問題も実はありまして、私もこの点については従前かかわっていた経過もありますけれども、今の社協の方に移管された中で、それは従前の国の助成との絡みでやっているわけですから、必ずしも社協に行って成績が悪いからそれが即赤字の原因だと、こういうふうにとらえるわけにはいかない。そんなことを申し上げて、私は終わりたいと思います。

委員長

3時10分ほど前ですけれども、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時 50分

再開 午後 3時 20分

委員長

会議を再開し、質疑を続行いたします。

松本(聖)委員

ふれあいパスについて

どうぞよろしく申し上げます。

まず第1点、先ほどご報告にありましたふれあいパスの件について、1点だけお尋ねしたいのですが、ちょっと疑問に思ったことがあったんですね。ふれあいパスを利用する目的というところに「仕事」というのがあるんですね。それはお仕事をされている方が通勤に使っているという意味ですか。

(高齢)管理課長

実態調査というか、調査、戸別お伺いしていただいたのは民生児童委員の方であります。直接ご本人から聞いたわけではないんですけれども、ただ日ごろから70歳以上の方でもお勤めに出られていると、そういうお話を聞きますので、たぶんお仕事というのは、そういう方々かと思います。

あと一つ、ふれあいパスについての自由記入欄がございますけれども、その中にはお孫さんの子守に行くのを仕事にしている、それに使っていると。そんなような形でお仕事とおさえられているかはちょっとあれですけれども、そういうようなことでございます。

松本(聖)委員

そもそも通勤のための定期券という意味では、本来の意味とはかなりかけ離れた使われ方が一部でされているという感触を受けるんですが、どのようにお考えでしょうか。

(高齢)管理課長

済みません、ちょっと後ろのほう聞き取れなかったんですけれども。

松本(聖)委員

そもそもこのパスを交付する目的と趣旨が、通勤のために使うというのはかけ離れているように思うんですが、いかがですか。

(高齢)管理課長

ふれあいパスの事業の目的というのは、生きがいづくりと健康づくりを高めて、社会参加を促すという趣旨から実施されたものでございまして、仕事を生きがいにされている方もあると思いますので、そういう意味では健康づくりという意味では拡大して解釈すると通院に使っているとか、入院しないように、外来で済むようにということでは、ある意味でも健康づくりというふう考えております。

松本(聖)委員

普通そういうのはね、交通費として事業所なりで支給すべきものでしょう。それをこういう公の金で、確かに生きがいかもしれないけれども、ちょっとおかしいんじゃないかなという感じなんです。ただ、どこで線を引くかは非常に難しいでしょうし、一人一人見張っているわけにもいかないだろうから、実際のところ、どういう手当ができるかというのは私も分かりませんが、疑問に思うことは確かですよね。民間の会社でしょう、実際に。役所ではない。

本来、その会社が負担すべき交通費を税金で肩がわりでしてやっているように見えるんです。もしくは二重にもらっているのか。そうは思いませんか。

福祉部長

具体的な使われ方まで私どもなかなか承知するわけにはいきませんが、この制度の趣旨から考えると、やはり好ましくはないだろうということは言わざるを得ないというふうに思います。

松本(聖)委員

今部長がおっしゃったように、好ましい使われ方ではないということであれば、もし改善策があるのであれば、対策があるのであればとっていただきたいということです。

社協の訪問・通所介護事業について

次に、社協の訪問介護事業、通所介護事業について数点お尋ねいたします。

先ほどはほかの会派の質問に対する福祉部長のご答弁がございましたけれども、昨日の予算特別委員会のご答弁

がさらに一歩進んで、前向きなご答弁に多々感じました。

なぜならば、抜本的な解決策というような表現を使っておられました。

それで、抜本的な対策、本来、社会福祉という役所の責任においてやらなければならないところ、これはもう直営でやっていくというのはとんでもなく大変なことだと思いますので、それを社協に託す、これは大いに結構なことだと思います。

今、社協で仕事をされておられるヘルパーさん方のためにも、ぜひともその仕事は民間に委託するというのではなくて、ぜひとも社協さんに引き続きやっていただきたい仕事ではありますけれども、いわゆる介護保険分野に関しては受け皿があるわけですから、民間企業に、今ならですよ、今なら。これは将来は分かりません。仕事が少ないからといって撤退していくかもしれない。やめちゃうかもしれない。今ならまだ間に合いますから、ぜひとも介護保険事業に関しては民間に少しでもアプローチしたらいかかという話なんです。どうなんでしょう、抜本的解決策、例えば13年度中にとおっしゃっていましたからね、その中には民間委託ということも、委託というか、民間委譲ですね。そういうことも考えられると思うんですが、民間の受け皿、業者さんに対する行動計画みたいなもの、今までしたことはありますか。

福祉部高橋主幹

本年2月1日付けで小樽市の直営を社会福祉協議会に移管をしたという経過の中では、ただいま委員おっしゃったような働きかけがあったということで聞いております。

松本（聖）委員

これからね、今社協でやっている介護保険事業を民間に委譲していくに当たって、民間のところで果たして受けることができるのかどうか。可能なのか、調査をしたことはありますか。

高齢社会対策室長

可能かどうか、ちょっと私どもまだそこまで研究進めておりませんで、まだそれらがいいのかどうかまだ分かりませんし、具体的なものはいろんな各市の状況を見ますと、今受けている社協の動き、こういうものもいろいろあります。そこら辺をこれからいろいろ研究しながら、当然社協としての役割、それから介護保険を円滑にやっていく、こういうものの介護保険事業者としての役割、こういうものもありますので、いろんな要素がありますので、これからいろんなことを考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

松本（聖）委員

先ほどの福祉部長の答弁から言うと、平成13年度、1年しか猶予ないわけですから、今からそういう円滑に進めたいとおっしゃるのであれば、受け皿づくりに調査をしっかりと行かなければ、悠長なことを言っている暇はないです。今すぐ、やるやらないは別ですけども、可能なのかどうかの調査というのは、今すぐにも始めるべきだと思いますが、いかがですか。

高齢社会対策室長

今現在の状況の中で、社協に移管している中身といたしまして、自立者支援、あるいは身体障害者、こういう措置的な要素もございます。そういう部分もありますので、ただ一概に介護保険でくくれるかどうかですと、これからこの8カ月なり経過した中で出てきたいろんな問題、こういうものも含めて、これからやはり考えていかなければならないという段階でございますので、まだそこまで具体的に詰めたわけではございませんが、それらを踏まえながら、当然推移していく様子を見ながら、私ども常時頭に入れながらやっていかなければならないというふうに考えております。

松本（聖）委員

済みません、僕の言い方が悪いかもしれないけれども、ちゃんと聞いてください。そういう措置、いわゆる措置という言い方が正しいかどうか分からない、措置の部分まで民間にやらせよと言っているんじゃないんです。

だけど訪問介護だとか、通所介護だとか、そういう営利の、あえて言いますけれども、営利の、これは民間業者にやらせましようと言っている。今社協さんシェア50%あるわけでしょう、ほぼ。その数が民間の方にちょっと流れていったときに、民間として受け皿がきちんとあるのかどうか、平成13年度1年間でそれを整備することができるのかどうか、それを早急にやってみたらどうですかと聞いているんです。

高齢社会対策室長

今現在、受け皿があるかどうか、介護保険を社協がもうヘルパーさんやめましたということでの受け皿が果たしてあるかどうかといえますと、まだそんな状況ではないだろうというふうに思っています。ただ、経緯する中でやはり国の介護保険の状況を見ますと、やはり介護保険そのものが円滑に導入するためのいろんな対策をとっているわけでございます。

したがって、私も介護保険を進める中で、このヘルプ事業も含めて、やはりここら辺のソフトランディングといいましょうか、やはりその制度も見ながら、それから基盤の部分、いわゆる受け皿も見ながら、いろんな角度からやはり検討していかないとなりませんので、即すぐどうこうということにはなかなかならないのではないかとこのように考えてございますが、いずれにしても取組としては、やはり私もいろいろ考えながら、今現在でもいろいろ考えながらやっているわけでございますので、そのところはご了承いただきたいと思えます。

松本（聖）委員

いろんな対策をとっておられる、我々に見えない部分がたくさんあるんでしょうから、皆様のご苦勞はよく分かりますけれども、今まで見てますと、対策が後手後手に回っているんです。ソフトランディング、ソフトランディングという言葉を意識するがために、状況を見て機を逸しているというようなもの、社協への移管の部分も含めて、すべての対策が遅過ぎますよ。もっと先へ先へと読んで行動していかないと間に合わなくなる。その結果がこれなんです。何千万、かれこれ1億に近い赤字を出してやっているわけでしょう。赤字というか、運転資金も含めての話ですけども。

余りにも対策が遅過ぎます。なぜなら、今年度3,100万円、当初補助金つけましたよね。これ1年間の不足分とおっしゃったでしょう、違いますか。

高齢社会対策室長

3,100万は年度当初に組む上で、運営費の収支不足部分を補助金ということで計上させていただいてますので、そういう意味で1年分というふうに考えております。

松本（聖）委員

それで1年分の組む分ですよ、それを介護報酬が入ってこない2カ月間の間に食いつぶしちゃったわけです。そもそもの資金繰りの金ですよ、それは。2カ月間金が入ってこない、2カ月遅れで入ってくるという、その部分は金繰りの話なんです。この金繰りのところへ、1年の収支不足を補うはずの金を使い切ってしまったら、毎月赤字が出ていくわけですから、結局もう補正しなければならないというのは、もう4月の時点で分かっているはずですよ。それに対する対策を今やっとならしているわけでしょう。

余りにも、先を読む力がないとは言いませんけれども、対策が遅過ぎます、皆さん。

だから今回の平成13年度中にやらなければならないと、今部長がご答弁なさった。そのためには、きちっとさっきも言いました民間に委譲するしないは別にして、実際にやるやらないは別にして、きちんと準備だけはしておくべきでしょう。転ばぬ先の杖という言葉があるんですから。

それをやったことによって、組合の反発もあるかもしれませんが。社協のヘルパーさんからいろいろ言われるかもしれませんが。やっぱりそのつもりだったんですねと言われるかもしれませんが。でもそんなこと言ってる場合じゃないんですから、どうです。

福祉部長

前段の対策が後手というお話でございますけれども、一つ補助金について申し上げますと、補助金は当初は新年度予算ですから、11月、12月ぐらいの時点で想定した形で出します。その時点で3,100万、合わせて4,500万ということで補助を組みました。

ところが、制度の開始直前になって、委員ご承知のとおり、折衷型があらわれてきまして、そして実際ふたを開けてみると、家事援助の方にシフトしていったということもございます。また、自立の部分についても、大変制度開始前に自立者対策ということで大きな課題になっておりましたので、私どももそれなりの予算を組んだわけでございますけれども、実際にふたを開けてみますと、なかなか需要がなかったというのが一つございます。それが補助金の関係でございます。

それから、貸付金の方につきましては、先日までの議論の中で、社協ともいろんなやりとりがございました。その中で最終的に貸付けをするというようなことでございますので、それが今の時期になったということでございますので、そのあたりはご理解いただきたいというふうに思います。

松本（聖）委員

今、部長がおっしゃった赤字になった理由は折衷案が出てきたからだとか、自立者支援がうまくいかなかったからだとかという話をなさいましたよね。そういうふうに聞こえたんですが、それも一原因かもしれないけれど、社協の赤字の主たる原因はそれじゃないですよ。私もせんだって資料として出していただいて、動向を確認しましたけれども、それが主たる原因じゃないんですよ、あの数字は。主たる原因は別にある。そこにものをすりかえてはいけません。

福祉部長

体質面ではやはり人件費が固定的だったということで両方相まってということでございます。

松本（聖）委員

十分ご認識されていると思いますので、これ以上言いませんけれども、いかんせん対策が遅いです。

社協に関してはもう1点お尋ねします。

せんだって、本会議が始まる前、今回の議会が始まる前ですね、日程が新聞に載っておりましたが、質問者の名前が載っておりました。その直後から私どもの、この委員会にふさわしい話ではないかもしれませんが、ちょっとご了承いただきたいんですが、かなりの電話、訪問があったわけです。内容を申しますと、「私は社協の職員です。社協をいじめないでください」「社協に対しての質問をしないでください」、時間を問わず、夜だろうが朝だろうが関係なしですよ。議員という職業をしている宿命なのかなとも思うのですが、余りにも非常識な行動をとられるものだなという認識を持ちました。

私は討論をしたくないと言っているわけでもないし、話がしたいと言えればいつでもお受けいたします、座談会をしてくれと言えれば出向きますし、顔見られるのが嫌だったら後ろ向いてでもいいですからやりますよ。それなのに、夜もう9時過ぎてから玄関のチャイムがピンポンと鳴るわけですよ。「質問しないでください」と言うから、「何のことですか」と言うと「社協の者です」。出て行ったらだーっと逃げて行ったんですね。

本当に困っているんですよ。私はいいんですが、家族が非常に不安がっていますから。よもやそういうことはないと思うけれども、何がしかの危害を加えられるんじゃないかと、実際心配しています。

そもそもの議員活動としてやっていることが、そういうことに阻害される。僕はそんなことでは質問をやめませんけれども、ちょっと本意ではないし、世の中の常識に反しているという気持ちもあるんですが、だれに答弁せい、というわけではないですけれども、何かご意見がありましたら。

福祉部長

私どもとしては、そのような事実確認というのは大変難しいというふうに思っております。ただ、少なくともそういうような疑いが持たれるようなことだとすれば、好ましくないので、そういうような疑いを持たれないように、

関係者に対して指導してまいりたい、このように思います。

松本（聖）委員

泣きながら電話をしてきたヘルパーさんもありましたよ。今社協をくびになってしまったら、生活できないんだと。母子家庭だし、子供がいるし、これが生活の糧だしと言って、泣きながら電話をしてきたヘルパーさんもありましたよ。ご本人がヘルパーを名乗って、語ったのかもしれないけれども、それを信じればご本人が先ほどヘルパーですとおっしゃっていました。

そういう何というかな、そういう方にまでご迷惑をおかけしながらというか、強引な手法をお勧めしているわけではないですね。社協本来の仕事というのがあるわけですから、そのようなところを十分に考慮して、差し上げていく。切実なる声だと思うんです。生活があつての行動だというふうな気がいたしますから、その辺のところも考慮して、もし社協さんの方にご指導なさるといふことであれば、ヘルパーさんの心情も十分取り入れた上での指導をお願いしたいと思います。

質問を変えます。

介護保険料の収納率について

介護保険料の収納率をお尋ねいたします。現状どのようになっておられますか。

(高齢)介護保険課長

介護保険料の収納率でございますが、ちょっとお待ちください。直近ということで、12月6日現在で申し上げますと、10月分の普通徴収でございますけれども、ここに還付未済の部分を除きましてやりますと87.7%、これが12月6日現在で10月分の普通徴収にかかわる部分でございます。

松本（聖）委員

先日深夜、テレビで見えておりましたら、報道番組で未納について一定程度非情にペナルティがあるなんていう話がございます、未納を続けるとどうなるのか、どういうペナルティを科せられるのか、教えていただけますか。

(高齢)介護保険課長

介護保険の滞納者の関係でございますけれども、まず保険料を1年間ずっと未納にしておりますと、まず償還払いといいまして、サービスを利用するとき一たん100%の額を事業者の方へお支払いいただきまして、その領収書を市へ持ってきた段階で9割をお返しをする、償還払いということですが、このような措置でございます。

それでもなお、お支払いいただけないということになりますと、通算1年半以上になりますと、今度は保険給付の支払いの一時差し止めをいたします。それでもなおかつお支払いいただけない、そういうことになりますと、今度は未納の保険料相当と9割の返還しなければならない額との相殺をすると、これが保険料の未納の場合のルールになります。

松本（聖）委員

なかなか厳しいんですね。国保の未納者より厳しいですね。

これは12.3%の国に対する対策というのは今どのようにやっておられますか。

保険年金課長

今年の10月から介護1号被保険者からの普通徴収につきましては、私どもの保険年金課の方で徴収をさせていただきます。徴収といいましても、1度滞納になった以降の滞納者対策ということでございまして、この分につきましては10月分ということで始まりましてけれども、納期が10月末ということになってございます。それから督促状を未納になっている方に翌月の20日、11月20日時点で作業をして送っております。さらにそれから10日ほどたちましてから、さらに未納になっている方について、書類的なものを出して、今職員及び特別徴収員によりまして、対応を始めたばかりということで、その状況につきましては、まだ詳しくは分からない状態です。今後、引き続き収納関係に努めていきたいと思っております。

松本（聖）委員

新しい制度ですから、まだ制度を十分にご理解いただいていない、もしくは制度に対して完璧な方もおられるでしょうから、収納対策においては十分にご指導をお願いして、また一般市民がこういう不利益を被ることがないようにご注意いただきたいと思います。

ごみ問題について

さて、ごみの問題に入らせていただきます。

会派の斉藤（裕）議員のごみ問題に対する質問を聞いていまして、幾つか疑問に思った点があるんですが、昨日もちらっと触れたんですがね。小樽のごみは随分重いんだなという印象があるんです。

それで、ごみ運びのパッカー車、おおむね8立米の積載量があると、昨日お伺いいたしました、そんな重いごみ積んだら8トンにもなりますよね。実際どうなんでしょう。パッカー車の積んでるごみの重量というのは、入り口ではかりに乗せて量っていると思うんですが、どのくらいの重さがあるんですか。

廃棄物事業所長

ごみ収集車15台使用しておりまして、ほとんどが8立米ないし8.5立米ということでございまして、ただし積載量につきましては、その車によりまして2トンから4トンと、幅がそれぞればらつきがあります。重さとしては1トンから4トンということでございます。

松本（聖）委員

実際把握しておられる数字でいいんですけれども、その前にちょっと、同じ8立米詰める車で2トンから4トンあるんですか。

廃棄物事業所長

下のボディが4トン車といいますか、これに積み込む上のごみを入れる箱といいますか、これが全国的に車のメーカーでは8立米サイズなんです。ところが、小樽は繁華街がちょっと狭いところもありまして、それから大型車通行禁止という区間がございますので、若干4トン車のボディの短い車を使用して、いわゆる普通車並みということでやっている部分がございます、これは2トンということで押さえています。ですけれども、容積は8立米、実際に積み込むということですから、3トンとか3トン半、積み込もうとすれば積み込めるんですけれども、法定上2トンしか積み込めないというふうな車が2台ございます。

松本（聖）委員

今まで副参事や部長にいろいろ答弁いただきまして、ごみの体積換算係数といいますか、見ましてね、今までお話し聞いている中で、桃内の業務委託費を出すに当たって、換算係数というのを使っていると思うんですけれども、これパッカー車からがさっと出てきたごみの体積の換算係数というのはどのくらいあるものなんですか。

環境部副参事

まず、業務委託する場合に当たっては、体積換算係数を使っているのではないかと、こういう質問がありましたけれども、その体積換算係数を使っているということとはございません。それから、ごみを開けた段階の容積については、これはいろんな文献の中ではございません。

松本（聖）委員

8立米のときにびっちり詰めたら8立米あるわけですね。出てきたら若干散らばるからもうちょっと増えるだろうけれども。それで例えばごみを積んで8トンあるということになるわけでしょう。4トン積みの車に8トンも積んだら、だれが見たって積載オーバーなんですね。実際そんなにないと思うんです。どのくらいの重さの車が入ってくるんですか、実際。

環境部長

たまたま私の手元に11月分の車のデータがあるんですけれども、その中で収集車両は1台1回当たり、平均です

けれども、平均すると2.34トンというデータをちょっと今、私手元に持っています。平均しますとですね。そういう状況でございます。

松本（聖）委員

もともとごみは軽いものだったんですね。つぶすと重くなるんですね。よく分かりました。

ところで、随分と重そうに走っているごみ収集車を見かけるんですよ。過積載になっている例はないですか。

廃棄物事業所長

私どもの市の直営車におきまして、先ほど申しました8立米入るんだけれども、法定上2トンしか詰めないとか、この車2台につきましては、過積載になった事実があります。

松本（聖）委員

委託の分はどうか。

(環境)管理課長

路線収集の委託業者の関係だと思えますけれども、この積載重量の関係につきましては、今段階ではデータといえますか、台帳的なデータはございません。ただ、機材調書という書類を提出していただいておりますので、ちょっと時間がかかろうかと思えますが、積載重量の関係は調べられるのかなと、このように考えてございます。

松本（聖）委員

見る限りでそんな11トン積みとか、そんなでかいの走っているようには見えないんですが、車の大きさを見ても、委託の業者さん何社かありますけれども、そんなばかでかい車使ってないですよ。せいぜい4トン積みに見えるんですけれども、素人目ですけどね。トラックのことはよくわからないけれども。

だったら、4トン以上積んでいたら過積載でしょう。すごく積んで走っているように見えるんだけれども、そういうデータは持ってないんですか。

(環境)管理課長

データの関係でございますけれども、ちょっと私ども無作為に抽出したデータは持ってございまして、その中を点検した中では、過積載の関係はございます。

松本（聖）委員

詳しい資料を後ほどいいですから、いただきたいと思うんです。

交通安全という観点からちょっとお尋ねしますけれども、今道路が非常に滑りやすいんですが、4トン積みの車に6トンも7トンもごみ積んで走って、これは安全に運行できるんですか。

交通安全対策課長

運転の仕方によろうかと思えますけれども、通常積載以上にオーバーして積んだ場合には、当然惰性がつきますから、やはり危険なことは危険だと思います。

松本（聖）委員

危険とか何とかという問題でなくて、我が国には道路交通法という法律がある。積載量というのは法律で決まっていますよね。だから車の後ろに何トンとか書いてありますね。あれ法定の表示ですものね。

市の委託業者が、もしくは直営の収集車ですよ、法に違反して小樽市のごみを運んでいる。やむを得ないのかもしれないけれども、決められた時間の中でたくさんのごみを運ばなきゃいけないという使命があるから、やむを得ずやっているのかもしれないけれども、今おっしゃったように危険かもしれない。これよく実態を把握された方がよろしいんじゃないですか。

環境部長

今の質問でやむを得ないのかもしれないがと言っていたので若干救われた思いもするんですけれども、現実に言うともまずい話です。チェックをして、そういったことのないような対応をさせるようにしなければならない

と考えています。

松本（聖）委員

データを出してくださいと言ったら、管理課長は嫌な顔をされたんだけど、そういうことを言っている場合じゃない。やたら事故多いでしょう。大きな事故にならないうちにきちんと対策をとる。危険物の免許持っているものですから、タンクローリー運転したことあるんですよ、小さいやつね。あれいっぱい積んだら止まらないですよ。ずるずると滑ったらなかなか止まるものじゃない。ごみも一緒だと思うんですよ。気を付けてくださいね。早急に調べて安全対策をとってください。直営、委託、双方ですよ。お願いします。

ごみに関してはもう1点。

俱知安町で、これはここもこういうごみ処理をするということで、話が進んでおったそうなんですけれども、他町村のごみはお断り申し上げます、うちではほかの町のごみは燃やしませんという議決をされたそうなんです、それ事実関係を把握されていますか。

環境部副参事

そういうお話を聞いたものですから、後志支庁の廃棄物対策係に先ほど照会いたしましたけれども、たまたま担当者不在で詳細が把握できませんでしたけれども、12月9日の朝刊で新聞報道があったようなんです。その中では、南後志の俱知安町を中心とする3ブロックで生ごみを焼却ではなくて、堆肥化するというところでの議論が協議会の中でされている。その中で生ごみをめぐって議論になっているということでご説明がありました。

ただ、電話で短い時間でございましたので、詳細把握できませんでしたので、もしあれであれば、こちらの方で詳細をお聞きしまして、ご報告いたしたいと思います。

松本（聖）委員

ちょっとニュアンスが新聞報道と違うような気がするんです。

新聞報道によると、お断り申し上げるから、堆肥化等の対策をしていかなければならないというような、手元にちょっと今記事を持ってません。申し訳ございません。違ったら申し訳ないんですが、そういう趣旨の新聞報道でした。事実は副参事がおっしゃっているようなことなのかもしれないけれども。

小樽市も今広域処理をしようとしておりますよね。規模は大幅に違うと思います、南後志とね。これあれなんです、焼却場というのは、南後志の場合は各町村はどうされるんですか。

環境部長

正確なことは分かりませんが、たまたま私も余市から来ていた主幹に先ほどちょっとお聞きをしました。そうしましたら、南後志も北後志と同じように道の後志支庁の指導で広域計画をつくりました。そうしたときには寿都が比較的新しい施設を持っているというので、1抜けたという形になって、その後それを一本化しようとしたけれども、結果的に一本化がなくて、岩内ブロックと俱知安ブロックの2つに分かれて、既存の焼却炉を改修するというので、とりあえず整理をしたという状況が、その後におっしゃった、かなりこれは私の記憶ですと、後志支庁なり道が生ごみを堆肥化することを指導した時期がありまして、その結果でないかと思うんですけれども、生ごみを堆肥化するという申合わせをして、その生ごみはそれぞれの市町村で堆肥化するというふうなこの話になったんじゃないかなと思いますけれども、その辺あたりが今委員の質問と副参事の話と私の言っていることと、ちょっと三角状況にありますので、その辺あたり調べて、後ほどご説明に上がりたいと思います。

松本（聖）委員

非常に興味があるんです。改修するなら金はどこから出るのか。自分の懐から出るんですよ。今時、出ないですもんね、部長のおっしゃるとおりにやれば。大変な負担ですよ。その辺、補助金の関係もどのようになっているか、後ほどで結構です。急ぎませんので教えていただきたいです。

以上です。

委員長

市民クラブの質疑を終結いたしまして、自民党に質疑を移します。

中村委員

介護保険について

では代表質問でも取り上げましたけれども、介護保険について何点かお聞きをします。

代表質問の中で、訪問介護の家事援助の適正実施についてお尋ねをしたわけでありますけれども、市長から答弁をいただきましたが、できればもう少し詳しく説明をしていただきたいというふうに思うんです。

家事援助の実情、家政婦がわりに使われているんじゃないか、あるいはお客さんの接待だとか、庭の草むしりをさせられるとか、そういう具体例なんかも耳に入ってくるわけですが、こういった不適切ないわゆる事例ですね。国の方の動きですけれども、既に11月の末にこちらで言うと後志支庁を通じて訪問介護及び居宅介護支援の各事業者に通知をされたというふうに聞いております。その辺の日程はそのとおりですか。

(高齢)介護保険課長

訪問介護の不適切な事例の関係ですけれども、これ全国的に今お話がありましたとおり、家政婦がわりに使われている、あるいは本来身体介護なのに、やはりお金の面で家事援助なり複合型へ移行している、こうしたことが指摘をされまして、今般不適切な事例ということで、国から正式に指示があったものでございまして、この中には3つございます。介護保険の家事援助で不適正な事例ということで、一つは直接そういう方の本人の援助に該当しない行為ということで、例えば利用者以外の方にかかる洗濯だとか、調理だとか、買物、あるいは主として利用者が使用する居室以外の掃除だとか、こういったものが挙げられています。

また2つ目には、日常生活の援助に該当しない行為として草むしり、あるいは花だとか木への水をやること。それから、犬のお散歩等のペットの世話、こんなものが挙げられています。

またもう一つ、日常的に行われる家事の範囲を越える行為ということで、家具だとか、電気器具の移動だとか、修繕、それから大掃除、窓のガラス磨き、あるいは植木の剪定、園芸、こういったものが不適切な事例ということで、正しくやりなさいよということで、今回来ております。

まず基本的には、これからの対応といたしましては、まず居宅介護支援事業者が利用者からケアプランの作成に当たって、ここまですべて家事援助の範囲ですよということとをまず説明をしていただく。その中でケアプランをつくっていただく。実際にヘルパーさんが当てられた時に、不適切な援助を求められたときには、改めてそのヘルパーさんから、これは対象外ですよということで指導していただく。こういったことを通じまして、全体的に家事援助の適正化に努めましょうというのが今回の件でございます。

中村委員

国の方のそういう動きはわかりました。

それで、答弁の中にもありましたけれども、小樽市としては、関係事業者に対する説明会などを開催して、周知徹底を図っていただきたいというふうに思います。

その説明会等を含めた今後の予定なんですけれども、それをもう少し具体的にいつごろどこで、例えばというようなスケジュールをもし知っているようでしたら教えてください。

(高齢)介護保険課長

この家事援助の適正化に対する市の取組でございますけれども、まだ具体的な日時は調整をしておりません。しかしながら、できるだけ早い機会に、まず居宅介護支援事業者の管理者の方、それから訪問介護事業のサービス提供責任者の方、こういった方々にお集まりいただきまして、その中でこの不適切な事例、これに対する対応について周知徹底を図る。そういった中で現実的にはかなり、先ほど申し上げました、例えば直接本人の援助に該当しな

い行為といっても、なかなか現場では困る事例が多々あるかと思しますので、そういった現場の声なんかも聞きながら、小樽市として、保険者としてこうやってやろうと、こういうことで関係の事業所と意思統一を図って適正化に努めていきたい、こういうふうを考えております。

中村委員

明らかにこれは不適切だという事例なんかもありますから、それは分かるんでしょうけれども、非常に微妙なところ、今ちょっと触れようかと思うんですけども、どう判断していいかわからないというような場合、これは事業者なんかも大変困るんでしょうけれども、そうした難しいケースについて今後どうするのか、どのように対応していくのか。

(高齢)介護保険課長

とりあえず判断困難なケースだと思えますけれども、そういった部分については、やはりケース・バイ・ケースで一律にこうだと、こういうふうに申し上げられない部分がございます。そういったときには、当然関係の事業者さんに来ていただきまして、よくお話をお聞きした上で、保険者としてこういうふうにしましよと、最終的に判断をさせていただきたいと、こういうふうを考えております。

中村委員

分かりました。

ケアマネジャーについて

それでは次なんですけど、ケアマネジャーについて、ちょっと一、二点お聞きしたいと思いますけれども、今ケアマネジャーというのは全国で試験で16万人ほど合格をしているというふうに聞いております。その中には保健婦さんだとか、看護婦さんだとか、いわゆる資格試験の合格者も多いというふうに聞いているんですね。

専従者、ケアマネジャー専従者はその16万人の中で5万人ほどというふうに聞いているんですけども、この小樽でその辺の数字ですね。合格者、それからケアマネジャー専従者、数字というのはつかんでおりますか。

(高齢)介護保険課長

ケアマネジャーさんの合格状況は、ちょっと今手元に資料がございませんので、アバウトな説明、記憶でお答えさせていただきますけれども、実際に市内で専属に働いている方、約50名です。それからあとパートの方だとか、そういった方がその他恐らく50から70~80いらっしゃるのではなからうかなと、こういうふうを考えております。

中村委員

そのケアマネジャーが、本来の業務というのは、ケアプランを立案するというのが主な仕事ですよ。ところが同時に、介護報酬請求という仕事をしなければいけない。これは原則フロッピーディスクなどによる磁気媒体、電送方式の精算、これが原則だというふうに聞いておりますけれども、実態はもちろんそういう形でやっている方もいらっしゃるでしょうけれども、紙によるもの、処理をしているというのが依然として高率を占めているというふうに聞いております。

この仕事が本来の業務であるケアプランを立案するという仕事を圧迫している、これは国民健康保険団体連合会にこの介護報酬を請求する給付管理事務というのがありますよね。これに忙殺されて、しわ寄せを受けているんだという話をお聞きをしておるんですけど、小樽市の実態はどういう状況になっておりますか。

(高齢)介護保険課長

ケアマネジャーさんの給付管理の関係でございますけれども、今居宅介護支援事業者、市内には21事業者がございますけれども、そのうち一つを除いて全部、実際の給付には現在では全部パソコン処理をしております。しかしながら、なかなかそういうパソコンに不慣れなため、それから給付管理のソフトがなかなか思うようにならないということで、この前お聞きした時点ではフロッピーディスク、あるいは電送が半分、それから紙が半分、こういうふうに聞いております。

なお、紙のところも順次そういった電送あるいはフロッピディスクの方に変えていく予定だと、こういうふう
に聞いてございます。

中村委員

実際に利用する方がその辺どういう意識を持たれているのか、ケアマネジャーに対してですね。そういう意識調
査なんていうのは、もちろんこれまでされてないと思うんですけども、たまたま今回の介護保険制度に関する意
識調査の中を見ていると、介護支援専門員とのかかわりについてお尋ねしますと、何問があるんですけども、
特にこれはケアマネジャーに対する苦情ですね。これを知ろうとするのかなという問いかなと思うんですけども、
これは結局これからやられるわけですね、この調査をね。それから上がってくるデータですよ。そういったもの
から、例えば利用者がケアマネジャーの仕事に対して、どんな意識を持っているのかというのがあぶり出されてく
るのではないかなと思うんですね。

だから、先ほど今申し上げたような理由ばかりがすべてではないと思いますけれども、利用者側からの視点での
ケアマネジャーに対するそういう意識というのも分かるんじゃないかなと思うんですね。

それで、そういう業務に非常にしわ寄せを受けているということなんですけれども、こういった調査なんかも参
考にしながら、市としてそれに対する対策みたいなものというのは、何か今後考えがあるのかどうか。

(高齢)介護保険課長

全国的にやはりふたを開けてみますと、いわゆるケアマネジャーさんの仕事の多様さ、時間が非常にない中で給
付管理からケアプラン、そして小樽市の場合では、それに加えて訪問審査の委託などもしています。そういった中
で非常にハードな中で、この仕事を一生懸命頑張らせていただいているわけでございます。

そういった中で、小樽市ではケアマネジャーさんが連絡会議という、自分たちの職能の組織をつくってございま
して、市もそれに支援するような形で、既に3回か4回くらいテーマを決めて話し合っておりますので、そういっ
た中で、連携を取りながら進めていきますとともに、市といたしましても、その時々必要に応じてまたそういった
関係の事業所のケアマネジャーさんとの話合いの場といたしましうか、そういったものも検討していきたいなとい
うふうに考えています。

中村委員

分かりました。

このケアマネジャーに関してなんですが、国の方の厚生省の動きがありますよね。どういうものかというのは、
これは介護支援専門員支援会議というのを7月26日に厚生省が発足させております。目的は何かというと、要介護
者のケアプランをつくるケアマネジャーを育成し、質の向上を図っていくのが目的だということを聞いたわけですが、
その辺の情報は知らされておりますか。

(高齢)介護保険課長

国の介護支援専門員支援会議の中で、都道府県あるいは市町村にもその支援会議の設置を求めていくような方向
性が示されておりまして、聞くところによりますと、北海道でも介護支援専門員支援会議を12月中に何とか立ち上
げて介護支援専門員の質の向上、そういったものに役立てたいというふうに聞いてございます。

この支援会議の要綱によりますと、介護支援専門員の実態調査の項目をまず検討して、その調査の結果の分析、
それから介護支援専門員に対する支援方策、こういったものを検討していく予定、こういうふうに聞いてございま
す。

中村委員

今お話があったとおりだと思いますけれども、小樽市として、道のそういう動きもあります。それを受けて、小
樽市として具体的に今後何か予定、スケジュールみたいなものというのは組んでいるんですか。

(高齢)介護保険課長

先ほど申し上げましたとおり、道の設置が12月中と聞いております。その具体的な内容というのはこれからですので、そういったものも頭に入れながら検討していきたいなと考えております。

中村委員

はい、分かりました。

前田委員

ごみの車両について

今、他会派からごみの話の関係で、車両の関係が出たので、ちょっと余計なことかもしれないが、質問したいなと思います。

それで、違反があるかも分からないという答弁があったものですから、ちょっとこれに関連して、それで車というのは当然皆さんも分かっていると思いますが、車検証見れば車両総重量というのが書いてありますね。それに車両重量というのが書いてありますね、トラックなんかはね。当然その差額が積載重量になるわけですよ。

それで4トンは4,000と書いてあるんですけども、実際にいつも4トンなのか、2トン車はいつも2トンなのかという問題なんです。それで今さっき管理課長が、何か書類出すなんて言っていましたけど、そのことでちょっと今自分の経験上、感じたことがあったものだから。

それで、車というのは、今言ったようにそれでもって積載重量は示されていますけれども、特に冬期間なんかは車両に雪がついたり、チェーンをつけたり、あるいは一般のトラックであると補助タンクがついていたり、トラックの荷台であれば、今度鉄板を敷いて、要するに重量が増しているということですね。車検証に書いている重量と本物の、実際の車両の重量はどうだろうといったら、結構違うんですよ。運転手が乗っていると乗っていないとでも、当然50キロとか80キロとか違うわけでしょう。

そういうことで、やはり4トン車だとするならば、実際に4トンは積めるかといったら、厳密に言うと4トンは積めない場合の車がほとんどだと、トラックの場合は、恐らく市の場合も車を発注する時に、中古は発注しているとは思えないので、新車を発注していると思いますので、新車のカタログについている重量もあるだろうけど、やっぱり新車を発注する際に、オペレーターさんからこういうところが弱いので補強してほしいだとか、こういうものをちょっとつけてほしいだとかというので、今度当然重量が増えてくる。車両総重量が増えてくるし、すると当然積載量が減トンというか、減ってくるんですね。

そういうことで、単に積載量を調べてくれと言った場合に、ぱっと出しても実際のもので書類上のものとは違いますよということを私の経験上から、ちょっと話を。また数字を出して、こういうことで本当にそうなのかと、恐らく違う、これが一つ。

それと、やはり今車を発注する時に、市の職員が常時過積載で積載重量オーバーで違反をしているとなると、したとするならば、恐らく乗せられたことはないと思うけれども、看貫に乗ってみると言った時に、今言ってるように1グラム違反しても重量オーバーなんだけれども、そういうことさせるわけにはいかないと思うんです、実際問題として。だけど、私の経験上、トラックの場合、10%以内ぐらいであれば、許容範囲というか、許してくれるんですね。はっきり言うとね。

そういうものもあって、トラックの運転手さんもごみ、大体経験上で分かるんですね。スプリングのダブリだとか、何とか見ると、4トン以上積んでいるなどというのは当然分かると思いますよ。

だから、そういったことで当然そういう違反をされたら困るんだけど、そのくらいの許容量はあるということがまず言いたいのと、あと車を発注するときに8立米が入るから2.何トンですか、ごみ、生ごみと一般ごみの車の入る容量は、何トンですか。8立米だったら8トンなんですか。そんなことないわけでしょう。それ分からないで運行させたら、運行管理者いるでしょう。

環境部副参事

それぞれ例えば収集ですけれども、月曜木曜燃えるごみ、火曜金曜燃えるごみ、水曜日燃えないごみ、一部そういう違いはありますけれども、その場所、場所でその中身が全然違うものですから、要するにトン数はわかるんですけれども、立米というのは、それをぐっと押しした瞬間に袋に入ったのがべちゃっとなって、中で空間はなくなるけれども、堅いものでも残っているかとかいうと、そういうことはちょっと分からないのが実態なんです。

前田委員

いや、そういうことじゃなくて、8立米の中にパッカーでプレスして行って、デスの羽が回らなくなるような状況になると、大体思ったとおり満タンなんだけれども、そうなった場合に、一般のそういうごみ、当然土砂混じりのごみもあるかもしれないし、金物入っているごみもあるかもしれない。いろんなごみがあるだろうけれども、そんなこと言ったら、つかみようがないでしょう。一般の家庭ごみというか、ごみが最終処分に搬入されてあそこで台ばかりに載ったときに、重量は当然わかって、チケットが出てくるんだから、その差し引きで分かると思うんですよ、経験上。だからその辺で立米何トンぐらいの重量になっているんですか。

廃棄物事業所長

ですから、委員おっしゃるとおり、4トン車のボディを使っているけれども、いろんな装備品がありますので、例えば8立米、箱は8立米入りますよと言っても、この車の積載量は3.25トンですよ。すべて車1台、1台に決めています。その中で、ですから私どもはこの車は3.何ぼ、一番最大でもって4トン積めるやつがあります。

ですから、それは長年の今までの状況から収集区域、1回でここからここまでしなさい、そして長年、はかりにかけてますから、これで例えば3.25の中におさまる、こういうことでやっているんですけれども、その中で確かに生ごみといたしますか、これなどにつきましてはその時期によっていろんな差があるものですから、たまには過積載という事実は出てきますので、これにつきましては今後もう少し収集区域を狭めるだとか、何とかしてはみ出さないように、いつでもはみ出さないような状況をつくり上げていきたい、こう思っております。

環境部長

一番最初に言ったことについての補足ですけれども、確かに運転手が乗ればその分だけ重量がありますから。私先ほど2.何ぼとかと申しました。平均すると2,342キログラムなんですね、1台1回運ぶ量がですね。それで、この量というのは、今言ったように、人が運転手と作業員が2人乗っている、そのほかいろんな附属物がある。そしてごみのところを空にした状態で、一たんトラックスケールに載せて、それでそれを下の重量にしてごみが載ったらそれがプラスになりますね。その差額をごみとしてますので、さっき言ったような意味で、いろんな附属物があるから直接ならないという意味は、そういうことでちゃんと補正できるようになってございますので。

何もなくて人も乗っていないから車の状態での差ではなくて、一たんごみを一切入れないで人を乗せて、それから一般に使う状態にしていろんな附属物がいろいろ付くと言いましたね。その状態で一たんその車を量ると。そういうことです。

前田委員

つまり風袋重量というのをちゃんと把握しているということですね。

当然そうですよ。それしなかったら、搬出できないんですよ。1回1回降ろして、その車も厳密には本当は量り直さなきゃならないと思いますよ。燃料の増減も当然ありますからね。

だけどそこまでやっていたら、世の中回らないんだ。それは分かります。だから風袋重量を押さえてあるから当然乗って、乗ると帰りに乗らなくても大体わかるんですよ。だけど何というか、市の場合はそうかもしれないけど、めったに来ないような車両というのは、風袋重量なんか分からないから、当然1回来て乗って、降ろして乗って、当然それしないと分からないですよ。何ぼ積んできたのが全然分からない。そういうことで、それは分かりました。

そういうことで、過積載なんかがあるということが起こるのであれば、車を発注するときに、やっぱりオーダーメイドというか、発注するわけですからね。やっぱりその仕様に合ったような車両の発注ということもあるのかなというふうに思ったんですよ。一般のスタンダードのカatalogに出てくる車ばかりじゃなくてね。こういうこともある意味では必要なのかなと。こんなに8立米も入る車にはいつも積載オーバーしているんじゃないか職員たまったものじゃないなと思ったんですが、そんなことはないと思っているんですけども、そういうようなことを思ったものですから、ちょっと聞いてみました。

1台1台4トン車で同じ形で同じだよと言ったって、実際は違うと思います。何100キロも違うと思います、重みが。普通のダンプカーだったら、鉄板敷いただけで0.5だとか1トンとか違ってきますからね。そんなことでもって、違います。それで荷物を積むと、それこそ積載オーバーになってくるわけですよ、同じ走っても。その辺も表つくる時に気をつけてやってもらわないと、今議会のようにいろいろとそういうことも出てきますので、そこをちょっと私心配したのです。それが一つ。

それと、市民部の方にお伺いしますけれども、交番と駐在所はどこが違うんですか。ちょっとそれだけ。

交通安全対策課長

私知っている範囲で申し上げますけれども、交番というのは常時勤務してないと。例えばの話なんですけれども、朝8時に来て晩5時までいると。その間警察回るんですけども、24時間交番の中にはいないというのが交番だろうと思います。

駐在というのは、一般に住宅と一緒に設置されていて、それでその家のおまわりさんが一緒に住んでいて、24時間ということじゃないかと私は思います。

(「全然違うよ」の声あり)

前田委員

何か一生懸命説明してくれたようなんですけれども、ちょっと違うと思うんですね。僕も似たようなことを何回も聞いているんです。似ているのでちょっと違うと思いますが、言わんとすることは、ちょっと細かい話になりますけれども、何回か聞いています。部長にも前答弁してもらったことあったかなと思うけれども、桜町の交番ね。いつも人がいないんです、全く。見ていると、やっぱり市民が交通事故起こしたとか、ちょっと接触事故を起こしたとか、結構ね、中へ入って探したり、裏回ってみたりやっているんだけれども、それでおまわりさんがいないから、どうなっているのかなという気はしますけれどもね。

前だったら駐在所で、駐在所というのは常時本人もしくは家族の方が、単身者というのはまずいませんから、住んでますからね。何とか必ず連絡ついた。

それで町民の要望もあって、当然駐在所から交番ということでグレードが上がって、いろいろと便利というか、使いやすいというか、お願いしやすくなったのかなと思ったら逆になっちゃって、建物はあっても、ほとんど人がいない。

いつか小言言って、パトカー4台ぐらいたまったことあったから、何やっていると言ったら、お茶飲むか何かしている、そう言ったら最近来なくなって、築港の駅前ですら随分たまっているようです。

そんなんで、何か桜町の駐在が交番になったのが、逆にマイナスになったなというような気がするんですよ。何かこれちょっと改善策というか、強力に言ってもらえませんか。

市民部長

桜町交番が現在地に改築なったとき、前田委員からご指摘受けた記憶があります。

あのときもちょっとお話ししていったんですけども、再度今聞いたようなご意見ございましたので、警察の方に話をしていきたいと思います。

委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後16時35分

再開 午後17時10分

委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

委員長

これより一括討論に入ります。

中島委員

日本共産党を代表して本委員会に付託された議案第18号には賛成、継続審査中の請願第5号、第12号、第14号、第39号、陳情第23号、第46号は採択を主張して討論します。

議案第18号は小樽市における在宅介護サービス事業を奨励するための奨励手当金を支給する条例案です。9月議会で提案したにもかかわらず、皆さんの賛成を得られず提出された内容と同じ内容です。今年の10月から65歳以上の高齢者の年金から保険料天引きが開始され、小樽市にも700件近い問い合わせ、抗議が寄せられています。

2回目の介護認定で、これまで入所していた施設を出されてしまい、介護保険制度になって福祉が後退している事実も出ていました。小樽市も在宅利用が進まず、施設利用が予定より増加、補正予算を組まざるを得ない事態です。坂道、冬の雪問題がありながら、国の基準どおりの計画に終始したためではないでしょうか。介護サービスを提供する業者もまた、経営が厳しい事態で、小樽市一般会計から社協へ5,000万の貸付けを組む計画です。初年の1年をたたくして介護保険の不備が一層明らかになっています。国に改善を求めるとともに、それまでの間放置しておくわけにはいきません。自治体独自の対策が必要です。利用料負担軽減のためにせめて介護度3から5の、自宅で寝たきり状態の方へ月額10万円は、ささやかな援助ではないでしょうか。皆さんのご賛成をお願いいたします。

継続審査中の案件については、すべて願意妥当、採択を求め、詳細については本会議で答弁いたします。

以上です。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず議案第18号について採決いたします。

可決と決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

委員長

起立少数であります。

よって、議案第18号は否決されました。

次に、請願第14号について採決いたします。

継続審査と決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

委員長

起立多数であります。

よって、請願第14号は継続審査と決定いたしました。

次に、請願第5号、第12号、第39号、陳情第23号、第46号について一括採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

委員長

起立多数であります。

よって、請願第5号、第12号、第39号、陳情第23号、第46号についてはいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、議案第10号について採決いたします。

可決と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

異議なしと認め、さように決しました。

委員長

以上をもって終わります。

どうもご苦労さまでした。